

岐阜県地域防災計画

(一般対策計画)

令和5年4月

岐阜県防災会議

岐阜県地域防災計画 一般対策計画 目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等.....	1
(各部局)	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
(各部局)	

第2章 災害予防

第1節 総 則.....	15
(各部局)	
第2節 防災思想・防災知識の普及.....	21
(各部局、教育委員会)	
第3節 防災訓練.....	24
(各部局、教育委員会、県警察)	
第4節 自主防災組織の育成と強化.....	27
(危機管理部、農政部、県土整備部、県警察)	
第5節 ボランティア活動の環境整備.....	30
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)	
第6節 広域的な応援体制の整備.....	32
(危機管理部、総務部、県警察)	
第7節 緊急輸送網の整備.....	34
(危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察)	
第8節 防災通信設備等の整備.....	36
(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第9節 火災予防対策.....	39
(危機管理部)	
第10節 水害予防対策.....	41

	(危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会)	
第 11 節	雪害予防対策.....	44
	(危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会)	
第 12 節	火山災害対策.....	47
	(危機管理部、県土整備部)	
第 13 節	渇水等予防対策.....	52
	(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)	
第 14 節	観光施設等予防対策.....	54
	(観光国際部)	
第 15 節	孤立地域防止対策.....	55
	(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)	
第 16 節	避難対策.....	56
	(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会、県警察)	
第 17 節	必需物資の確保対策.....	63
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部)	
第 18 節	要配慮者・避難行動要支援者対策.....	66
	(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、建築部)	
第 19 節	応急住宅対策.....	70
	(都市建築部、教育委員会)	
第 20 節	医療救護体制の整備.....	71
	(健康福祉部)	
第 21 節	防疫対策.....	73
	(環境生活部、健康福祉部)	
第 22 節	河川防災対策.....	74
	(県土整備部)	
第 23 節	砂防対策.....	76
	(商工労働部、県土整備部、都市建築部)	
第 24 節	農地防災対策.....	80
	(農政部)	

第 25 節 治山対策.....	81
(林政部)	
第 26 節 土地災害対策.....	83
(環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部)	
第 27 節 都市災害対策.....	85
(都市建築部)	
第 28 節 地下街等保安対策.....	87
(危機管理部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 29 節 建築物災害予防対策.....	90
(危機管理部、都市建築部)	
第 30 節 防災営農対策.....	92
(農政部)	
第 31 節 ライフライン施設対策.....	93
(秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)	
第 32 節 文教対策.....	96
(環境生活部、教育委員会)	
第 33 節 行政機関の業務継続体制の整備	99
(総務部、危機管理部)	
第 34 節 企業防災の促進.....	100
(危機管理部、商工労働部)	
第 35 節 防災対策に関する調査研究.....	103
(危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部)	
第 36 節 航空災害対策.....	104
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 37 節 鉄道災害対策.....	106
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 38 節 道路災害対策.....	109
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 39 節 放射性物質災害対策.....	112

	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県警察)	
第40節	危険物等保安対策	114
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第41節	林野火災対策	118
	(危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部、県警察)	
第42節	大規模な火事災害対策	122
	(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第43節	大規模停電対策	126
	(危機管理部、健康福祉部、農政部、林政部、県土整備部)	

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	127
	(各部局)	
第2節	災害対策要員の確保	131
	(総務部、危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第3節	ボランティア活動	141
	(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)	
第4節	自衛隊災害派遣要請	143
	(危機管理部、県警察)	
第5節	災害応援要請	149
	(総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察)	
第6節	交通応急対策	152
	(危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第7節	通信の確保	158
	(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第8節	警報・注意報・情報等の受理伝達	161
	(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第9節	災害情報等の収集・伝達	169
	(各部局、教育委員会)	

第 10 節 災害広報.....	177
(秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、観光国際部、県警察)	
第 11 節 消防・救急・救助活動.....	180
(危機管理部、県警察)	
第 12 節 水防活動.....	183
(県土整備部、都市建築部)	
第 13 節 雪害対策.....	185
(危機管理部、県土整備部、県警察)	
第 14 節 火山災害対策.....	188
(秘書広報部門、危機管理部、県土整備部)	
第 15 節 県防災ヘリコプターの活用.....	201
(危機管理部)	
第 16 節 孤立地域対策.....	202
(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)	
第 17 節 災害救助法の適用.....	203
(危機管理部)	
第 18 節 避難対策.....	205
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 19 節 食料供給活動.....	213
(危機管理部、農政部)	
第 20 節 給水活動.....	215
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)	
第 21 節 生活必需品供給活動.....	217
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部)	
第 22 節 要配慮者・避難行動要支援者対策.....	219
(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部)	
第 23 節 帰宅困難者対策.....	221
(危機管理部、商工労働部)	
第 24 節 応急住宅対策.....	222

	(危機管理部、都市建築部)	
第 25 節	医療・救護活動.....	225
	(危機管理部、健康福祉部)	
第 26 節	救助活動.....	228
	(危機管理部、健康福祉部、県警察)	
第 27 節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬.....	229
	(危機管理部、健康福祉部、県警察)	
第 28 節	防疫・食品衛生活動.....	231
	(健康福祉部)	
第 29 節	保健活動・精神保健.....	233
	(健康福祉部)	
第 30 節	清掃活動.....	235
	(環境生活部)	
第 31 節	愛玩動物等の救援.....	238
	(危機管理部、健康福祉部)	
第 32 節	災害義援金品の募集配分.....	239
	(健康福祉部、出納事務局)	
第 33 節	産業応急対策.....	242
	(商工労働部、観光国際部、農政部、林政部)	
第 34 節	公共施設の応急対策.....	246
	(各部局、教育委員会)	
第 35 節	ライフライン施設の応急対策.....	248
	(秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部)	
第 36 節	文教災害対策.....	254
	(環境生活部、教育委員会)	
第 37 節	災害警備活動.....	258
	(県警察)	
第 38 節	航空災害対策.....	259
	(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	

第 39 節 鉄道災害対策.....	262
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、県警察)	
第 40 節 道路災害対策.....	265
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 41 節 放射性物質災害対策.....	270
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 42 節 危険物等災害対策.....	274
(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 43 節 林野火災対策.....	278
(危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部、県警察)	
第 44 節 大規模な火事災害対策.....	282
(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察)	
第 45 節 大規模停電対策.....	285
(危機管理部、農政部、林政部、県土整備部)	

第 4 章 災害復旧

第 1 節 復旧・復興体制の整備.....	286
(各部局)	
第 2 節 公共施設災害復旧事業.....	289
(各部局、教育委員会)	
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除.....	290
(各部局、教育委員会)	
第 4 節 被災者の生活確保.....	292
(各部局、教育委員会)	
第 5 節 被災中小企業の振興.....	296
(商工労働部)	
第 6 節 農林漁業関係者への融資.....	297
(農政部、林政部)	

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

岐阜県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岐阜県防災会議が岐阜県の地域にかかる国及び地方の関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

1 岐阜県地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岐阜県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

なお、県及び市町村等は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

2 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「岐阜県強靱化計画」を指針とするものとする。

このため、県及び市町村は、国土強靱化に関する部分については、岐阜県強靱化計画の基本目標である、

- ① 県民の生命の保護が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。

4 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

5 「一般対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。従って、各関係機関は、毎年関係のあ

る事項について岐阜県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を岐阜県防災会議に提出するものとする。

- 6 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、岐阜県の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 火山による災害
- (4) 豪雪による災害
- (5) 航空機事故による災害
- (6) 鉄道事故による災害
- (7) 道路事故による災害
- (8) 原子力事故による災害
- (9) 危険物の爆発等による災害
- (10) 可燃性ガスの拡散
- (11) 有毒性ガスの拡散
- (12) 林野火災による災害
- (13) 大規模な火災による災害
- (14) その他の特殊災害

第5項 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとする。

第6項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (2) 県支部とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (3) 市町村本部とは、市町村災害対策本部をいう。
- (4) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (5) 市町村計画とは、市町村地域防災計画をいう。
- (6) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (7) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (8) 市町村本部長とは、市町村災害対策本部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (10) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (11) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (12) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (13) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施に当たっては、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市町村を中心に、県民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

6 県民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市町村営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び管内防災機関との連携に関すること
 - ウ 管内各県警察の相互援助の調整に関すること
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
 - オ 情報の収集及び連絡に関すること

(2) 東海財務局岐阜財務事務所

ア 立会関係

- a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
- b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会

イ 証券関係

- a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
- b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
- c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請

ウ 融資関係

- a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
- b 地方公共団体に対する短期資金の融資

エ 金融関係

- a 災害関係の融資に関する措置の要請
- b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
- c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
- d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
- e 営業停止等の対応に関する措置の要請

オ 国有財産関係

- a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
- b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付
- c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付
- d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
- e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
- f 県内未利用地の情報提供、有効活用
- g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

(3) 東海北陸厚生局

ア 災害情報の収集及び連絡調整

イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進

イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集

ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

エ 被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導

カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置

キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等

- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 中部森林管理局
 - ア 国土保全事業の推進
 - a 治山事業の充実
 - b 保安林の整備とその適正な管理
 - イ 災害予防対策
 - a 森林施業の防災措置
 - b 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策
 - c 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
 - d 国有林野の火災防止対策
 - ウ 災害応急対策
 - a 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣
 - b 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付
 - c 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
 - エ 災害復旧対策
 - 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
- (6) 中部経済産業局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 電力及びガスの安定的な供給の確保
 - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
 - エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
 - オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣
- (7) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導
- (8) 中部運輸局
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
 - ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
 - エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
 - ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

- サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
- (9) 気象庁（岐阜地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 火山防災情報の発表・伝達
 - オ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (10) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (11) 岐阜労働局
 - ア 事業場における労働災害の防止
 - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
 - ウ 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
 - エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
 - オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (12) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）
 - ア 災害予防
 - a 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - b 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - c 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - d 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画、指導及び事業実施
 - e 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - f 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
 - g 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
 - イ 初動対応
 - 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方

公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。

ウ 応急・復旧

- a 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- b 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- c 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- d 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- e 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- f 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- g 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- h 所管施設の緊急点検の実施
- i 情報の収集及び連絡
- j 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
- k 要請に基づき、中部地方整備局・北陸地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

(13) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 災害時における廃棄物に関すること

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会

社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社

- ア ダム施設等の整備と防災管理
- イ 災害時の電力供給
- ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ 列車の運転規制に係る措置
 - エ う回輸送等輸送に係る措置
 - オ 列車の運行状況等の広報
 - カ 鉄道施設等の応急復旧
 - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資及び人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (6) 中日本高速道路株式会社
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (7) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 日本放送協会
 - ア 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (9) 日本銀行
 - 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - a 通貨の円滑な供給の確保
 - b 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - c 通貨および金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - a 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - b 資金の貸付け
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - カ 海外中央銀行等との連絡・調整
- (10) 日本郵便株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
郵便の運送、集配の確保
- イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務
取扱い及び援護対策の実施
 - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便
等の料金免除
- ウ 郵便局の窓口業務の維持
- (11) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (12) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
 - イ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護
班の活動支援

6 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海
ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会
社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新
聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式
会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工
業新聞社
 - ア 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分

- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
 - ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体
 - ア 水防施設、資材の整備と防災管理
 - イ 水防計画の策定と訓練
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 公益社団法人岐阜県看護協会
看護師派遣の協力
- (9) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 日本水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (12) 日本下水道協会岐阜県支部
 - ア 災害による下水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
 - ア 被災地域の清掃等
 - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
 - ア 被災住宅の応急修理
 - イ 被災者の救出支援
 - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
 - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 一般社団法人岐阜県警備業協会
 - ア 災害時における交通誘導業務
 - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 公益社団法人岐阜県バス協会
災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等
 - ア 市町村本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の配分
- (5) 共同募金会

義援金品の募集、配分
- (6) 商工会、商工会議所
 - ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
- (9) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガスの防災管理
 - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (10) 火薬取扱機関

火薬の防災管理
- (11) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (12) ラジオ・アイソトープ(R. I)取扱機関

R. Iの防災管理
- (13) 専用水道設置者及び市町村営簡易水道事業者
 - ア 災害による水道施設被害の調査報告
 - イ 災害の防除と被害の拡大防止
 - ウ 被災施設の応急対策と復旧

- (14) ゴルフ場経営者
 - ア 災害時における防災情報通信機能の確保
 - イ 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
- (15) 医薬品供給機関
 - 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第4項 県民等の基本的責務

1 県民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」推進組織を設置する。

県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

県及び市町村は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参

画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。

県は、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐる

みで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進

県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

県、市町村等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

市町村等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

3 防災施設・設備等

県は、防災ヘリコプターを導入し、防災航空隊を組織して、緊急活動に備えた訓練を行い、有事の際の即応体制の確立を期する。

また、県は、災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市町村に緊急離着陸場を設定するとともに、県及び市町村は、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図るものとする。

4 通信施設・設備等

県、市町村等は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

また、大規模災害発生時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、移動防災情報センターの整備を行い、通信体制の確保に努める。

なお、県は、市町村及び防災関係機関とをネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる情報システムの整備、活用を図る。

県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 水防施設・設備等

県、市町村等は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

6 救助施設・設備等

県、市町村等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検するものとする。

7 災害対策本部施設・整備

県、市町村等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することのできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

8 迅速な参集体制の整備

県、市町村等は、災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

9 防災拠点施設の整備

(1) 市町村広域防災拠点施設の指定

市町村は、大規模災害時に市町村内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点
 イ 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(2) 県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、各圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

(3) 県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、「超」広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図っていくものとする。

(4) その他、防災に資する公共施設の整備

県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

10 複合災害対策

県、市町村は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

県、市町村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

県、市町村は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

11 その他施設・設備等

県、市町村等は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

第3項 災害に強いまちづくり

県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村（教育委員会）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 地域住民に対する普及

県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取

るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(3) 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

(4) 災害伝承

県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

県及び市町村は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を

図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 防災訓練への積極的参加

県、市町村、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

第3節 防災訓練

1 方針

災害時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

県警察（県公安委員会）

市町村

防災関係機関

防災上重要な施設の管理者

水防管理団体

3 実施内容

(1) 訓練方法

県、市町村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

ア 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

イ 住民の防災意識の高揚

県民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

エ 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 水防等の訓練

県及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前(梅雨期前)の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを市町村長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市町村長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(3) 消防訓練

市町村等は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

(4) 避難等救助訓練

市町村及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難(誘導)方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上(児童福祉施設においては月1回)の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。

(5) その他の訓練

県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

ア 災害警備

- イ 気象警報等の伝達
- ウ 災害応急対策活動従事者の動員
- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 土砂災害対策
- キ 情報連絡員や応援職員等の派遣
- ク その他

なお、上記アの災害警備訓練については、別に定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

(6) 総合防災訓練

県、市町村等は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施するものとする。

ア 実施の時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 方法

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、NPO・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。

(7) 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(8) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

(9) 防災訓練に伴う交通規制

県警察（公安委員会）は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施するものとする。

(10) 訓練の検証

県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

事業者

土地改良区

地域住民

3 実施内容

(1) 自主防災組織づくりの推進

市町村は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとし、県は、市町村を積極的に支援する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

県、市町村、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

ア 地域防災協働隊の育成支援

県は、市町村に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、災害時において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、地域で活動する防災グループ、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害時における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

イ 自主防災組織の設立と活動の充実

市町村は、消防職員及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

ウ 警察活動協力員の活用

県警察は、警察職員OBのうちから警察活動協力員（セイフティ・サポーターズ）を任命し、その専門知識を生かした指導により、自主防災組織の充実を図るものとする。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区に

おける防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町村は、市町村計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村計画に地区防災計画を定めるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

市町村は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努めるものとする。

(6) 自主防災資機材の整備

市町村は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(7) 研修の実施

県、市町村、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、県及び市町村は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(8) 防災人材の育成

県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする。

(9) 消防団、交番等との連携強化

県、市町村及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

(10) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア 施設、事業所等の自衛消防組織等

市町村は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

イ 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、県又は市町村が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進めるものとする。

ウ 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市町村、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行うものとする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

市町村

社会福祉協議会

3 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(2) ボランティアの組織化推進

県及び市町村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

(3) 災害ボランティアの登録

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。
県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

市町村の社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

県、市町村及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

市町村はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

イ ボランティアコーディネーターの育成

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

県及び市町村は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

ウ ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

(5) NPO・ボランティア等のネットワーク化

県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。

(6) ボランティア活動拠点の整備

県及び市町村の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域的な応援体制の整備

1 方針

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 広域的な応援体制の整備

県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 他の都道府県との相互応援協定の締結

県は、次のとおり、大規模災害に当たっての他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、又は締結を検討する。

- a 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- b 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定
- c 隣接県との災害応援に関する協定
- d 同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定

イ 県外の市町村との相互応援協定の締結

市町村は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結するものとする。

ウ 防災関係機関との協力体制

県及び市町村は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

エ 全国の被災市町村への応援

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 県内相互応援

ア 県及び市町村災害時相互応援協定

県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。

また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図るものとする。

市町村へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努めるものとする。

イ 広域消防相互応援協定

市町村は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

イ 警察災害派遣隊

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

ウ 広域航空消防応援

県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

エ 県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

1 方針

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部、県土整備部）

県警察

市町村

緊急輸送道路の管理者

3 実施内容

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

- a 第1次緊急輸送道路・・・県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
- b 第2次緊急輸送道路・・・第1次緊急輸送道路と防災拠点と相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
- c 第3次緊急輸送道路・・・第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

(3) 道路被害状況の迅速把握

県は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(4) 防災拠点の指定

県は、次の区分により防災拠点を指定する。

- ・第1次拠点 県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
 - ・第2次拠点 市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、河川防災ステーション、SA・PA等
 - ・第3次拠点 広域避難場所
- (5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置
- 県及び市町村は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市町村は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。
- 県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。
- 県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (6) 緊急通行車両の周知・普及
- 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第8節 防災通信設備等の整備

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

道路管理者

3 実施内容

(1) 県防災行政無線等の整備

県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。

長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 市町村防災行政無線等の整備

市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(3) 県警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

県警察、消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

(4) 防災相互通信用無線の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

市町村は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

(5) 非常時の通信体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である

ときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(6) その他通信網

県及び市町村は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

エ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(7) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

県、市町村及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

(8) 情報の収集、伝達方法の多様化

ア ヘリコプターによる情報収集

防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターは、災害が発生した場合、必要に応じ上空から情報収集活動を行うものとする。なお、県は、他の都道府県との相互応援協定にヘリコプターによる自主的な情報収集活動を盛り込むよう努める。

イ 災害現場からの情報収集

県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

ウ 国の関係機関等への情報の伝達

県は、次の国の関係機関との情報の連絡体制を活用し、迅速な情報の収集及び伝達に努める。

a 防災無線

- ・消防防災無線回線・・・・・・・・総務省消防庁
- ・中央防災無線緊急連絡用回線・・内閣府、各省庁(緊急時においてのみ使用)
- ・水防道路用無線回線・・・・・・・・国土交通省、他都道府県

b 県防災行政無線（防災情報通信システム）による伝達

- ・衛星系回線・・・・・・・・総務省消防庁、他都道府県

(9) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

イ 情報収集・連絡システム

県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 火災予防対策

1 方針

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施責任者

県（危機管理部）
市町村

3 実施内容

(1) 火災予防の指導強化

ア 地域住民に対する指導

県及び市町村は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行うものとする。

- a 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- b 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- c 火災予防条例の周知・徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

県は、危険物取扱者保安講習等により、災害時の防火対策等について教育する。
市町村は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- a 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- b 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- c 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- d 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- e 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

ウ 初期消火体制の確立

市町村は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

- a 街頭消火器の設置、その使用方法
- b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

市町村は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防

施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

- a 市町村消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- c 必要な資機材等の整備
- d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成
- f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

市町村は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

- a 防火水槽の整備
- b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 水害予防対策

1 方針

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとするが、水害と関連のある貯木対策、道路施設対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会）

市町村

製材業者

道路管理者

防災関係機関

施設等管理者

河川管理者

3 実施内容

(1) 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

a 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。

b 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。

c 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。

(2) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

(4) 水害リスクの開示

県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報

図等)の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市町村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。ハザードマップの策定に当たっては、県は支援を行うものとする。

また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市町村のタイムライン策定を支援する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

(5) 防災知識の普及

県、市町村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市町村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、

避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

(6) 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(7) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による

第11節 雪害予防対策

1 方針

本県の西北部山間地帯は全国有数の深雪地帯であり、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）による指定豪雪地帯の市町村で、県地域の約半分の面積を占めており、豪雪指定地域を主体とした雪害予防施設の整備等を進める。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会）

市町村

鉄道施設管理者

通信施設管理者

3 実施内容

(1) 道路施設等の整備

ア 凍雪害防止事業

県及び市町村は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下、「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施するものとする。

イ 防雪事業

県及び市町村は、積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

ウ 除雪用機械の整備

県及び市町村は、道路除雪に必要な除雪ドーザ等、除雪機械の整備を行うものとする。

エ 道路改築事業

県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄道施設の整備

鉄道施設管理者は、雪害防止のため、雪崩等の危険箇所に雪崩覆、雪崩防止柵、流雪溝、防雪林等の施設を整備するとともに、除雪のためラッセル車及びモーターカーロータリー（除雪車）を増設配備し、交通の確保に努めるものとする。

(3) 通信施設の整備

通信施設管理者は、豪雪のため架線に障害の危険がある地帯について、地下ケーブル化を促進するなど豪雪地帯の通信確保に努めるものとする。

(4) 雪崩防止施設の整備等

県及び市町村は、雪崩危険箇所等で、雪崩の発生する恐れのある地域での人家、公共

施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

(5) 学校施設の整備

県及び市町村は、豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、寄宿舎及び屋内運動場の建設整備を図るものとする。

(6) 除雪体制の整備

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、県及び市町村は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

県及び市町村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。

加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

(7) 緊急輸送活動関係

県及び市町村は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携体制

雪害の少ない市町村にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結についても、考慮するものとする。

(9) 大雪対策

県は、豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進めるものとする。

(10) 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

(11) 防災訓練の実施

県及び市町村は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

(12) 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

県及び市町村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第12節 火山災害対策

1 方針

火山現象による災害を防止し、また被害の軽減を図るため、災害危険予想区域の把握、安全施設等の整備等、災害予防対策に努める。

2 実施責任者

気象庁

岐阜地方気象台

県（危機管理部、県土整備部）

市町村

防災関係機関

火山防災協議会

3 実施内容

(1) 火山の概況

県内には、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山（気象庁における常時観測火山）、アカンダナ山（気象庁における常時観測火山以外の火山）の5活火山があり、県内の火山周辺市町村（以下、この節及び第3章第14節において「市町村」という。）は以下のとおりである。

火山名	市町村名
焼岳	高山市、飛騨市
アカンダナ山	高山市
乗鞍岳	高山市
御嶽山	下呂市、高山市
白山	高山市、白川村、郡上市

(2) 火山災害警戒地域の指定

県内において、活動火山対策特別措置法第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として指定される火山災害警戒地域（以下、この節において「警戒地域」という。）は以下のとおりである。

火山	県	市町村
焼岳	岐阜県、長野県	高山市、松本市
乗鞍岳	岐阜県、長野県	高山市、松本市
御嶽山	岐阜県、長野県	高山市、下呂市、木曽町、上松町、王滝村
白山	岐阜県、石川県	白川村、白山市

(3) 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置

県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒体制の整備に関し、必要な協議を行うため、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ、幹事会等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備

するものとする。

火山防災協議会は、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。なお、火山ハザードマップについては、新たな調査結果や解析技術の進展等を踏まえ、定期的に見直すものとする。

国、県及び市町村は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。

国、県、市町村及び公共機関は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平常時から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行うものとする。

(4) 災害危険予想区域の把握

市町村は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市町村地域防災計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥（土石）流、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。

(5) 安全施設等の整備

市町村及び防災関係機関は、退避壕等の安全施設（山小屋の機能強化を含む。）、通信・放送設備、注意喚起・安全啓発設備及び救助に要する設備（以下この節において「安全施設等」という。）の整備を図るよう努めるものとする。

県は、火山防災対策として市町村が行う安全施設等の整備に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うものとする。

県及び市町村は、火山防災協議会の場を活用する等により、安全施設等の必要性について検討するものとする。

(6) 登山者等の安全対策

県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、この節及び第3章第14節において「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

(7) 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整

県、市町村及び防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市町村域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

なお、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法については、登山届を活用するほか、山小屋の管理人等からの情報収集に努めるとともに、被災者情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

また、救助部隊の安全確保に留意するものとし、活動基準については、火山性微動、火山性地震、ガス濃度、落雷及び降雨等を勘案した活動時間・活動の要否の判断基準など、あらかじめ定められる部分は基準として定めておき、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成したうえで、救助部隊間で基準を共有するものとする。

(8) 噴火警報等の伝達体制の整備

国、県及び市町村は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。また、登山者等への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

国、県及び市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。また、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

(9) 避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

(10) 指定避難所

ア 指定避難所の指定

市町村は、火山ハザードマップ等を踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。指定避難所の指定にあたっては、避難対象地域の人口を試算しておき、感染症対策を踏まえた上で施設として収容可能かどうかを確認し、地域コミュニティに配慮した収容ができるように、地区別の割当てについても検討しておくものとする。また、指定避難所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。

避難計画では、指定避難所や、市町村が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。

イ 避難の長期化に備えた対策

市町村は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達するものとする。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決す

るための避難所の確保などの対応にあたるものとする。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進めるものとする。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施するものとする。

県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達するとともに、県が保有する施設で、長期の避難生活に対応した避難所となり得る施設をリストアップし、市町村に提供するものとする。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保するものとする。

市町村は、岐阜地方気象台の協力を得て、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について、定期的に説明会を開催するなど情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図るものとする。

ペット・家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保すべきであるが、市町村は、確保できない場合を想定して、臨時の預かり所や避難先の確保、搬送方法など火山防災協議会等において対応を協議するものとする。

避難計画では、避難生活が長期化することに備えて、環境面に配慮した避難所の設定や避難者への物資、生活面に関わる支援内容について定めておくものとする。また、顕著な地形・地表面の変動を伴う溶岩流や規模の大きな火砕流、土石流に被覆が予想される地域等では、数年に及ぶ避難の長期化や場合によっては今後居住が困難となる可能性があることにも留意するものとする。

(11) 指定緊急避難場所

ア 指定緊急避難場所の指定

市町村は、対象とする火山地域で想定される火山現象や噴火シナリオに基づく避難の基本的な方針を踏まえ、住民、登山者等が身を守るための場所として、市町村内において、適切に指定緊急避難場所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。また、指定緊急避難場所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。なお、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、火山防災協議会等で、近隣市町村への指定についても検討するものとする。

避難計画では、指定緊急避難場所や、市町村が指定緊急避難場所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。

イ 指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域

指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域では、退避壕等の新設、既存施設の補強、危険を少しでも軽減する可能性のある場所及び施設を指定するなど、緊急退避を行う場所を確保するものとする。

(12) 避難経路の設定

市町村は、住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては、火山防災協議会における協議とともに、岐阜地方気象台及び火山専門家等からの火山現象の特性等に関する助言や火山地域の実情に詳しい観光関係団体の意見も踏まえて定めるものとする。また、迅速な避難を実施するため、避難経路上で、道路の容量や交差点などの渋滞が発生すると予想される箇所の有無を確認し、必要な対策を講じておくものとする。なお、避難経路は、火山現象や土砂災害の危険性等を考慮し、複数定めておくものとする。

る。

避難計画では、火山地域の特性を踏まえ、避難対象地域から避難所等までの安全な避難経路を設定するとともに、その代替ルートも設定しておくものとする。また、避難経路によって、活用可能な避難手段が変わり得ることを考慮するものとする。

(13) 警戒避難体制の整備

国及び県は、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山について、地震計、傾斜計、空振計、GNSS、雨量計、ワイヤーセンサー、監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、火山の異常な活動を把握した際の情報等を市町村に伝達する体制の整備を図るよう努める。

市町村は、得た情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備を図るものとする。

(14) 防災知識の普及

県及び市町村は、火山ハザードマップ、火山防災マップ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

国、県及び市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。

(15) 防災訓練の実施

火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。また、訓練を行うに当たっては、火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、住民、登山者等の参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど総合的・実践的な訓練となるよう工夫するものとする。

(16) 火山に関する知識・理解の向上

県及び市町村は、火山に関する情報を評価・判断する能力を高めるため、職員の専門的知識向上に努めるものとする。

また、火山と共生するための知恵を身に付けるため、学校教育の場において、火山に関する知識、過去の活動状況、災害時の避難方法等に関する防災教育を行うよう努めるものとする。

第13節 渇水等予防対策

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（市町村等が運営する飲料水供給施設を含む。以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

市町村

施設の設置者

3 実施内容

(1) 現状の把握と施設対策

施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

(2) 水道等の普及

市町村は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

(3) 渇水期の広報と給水

県、市町村、施設の管理者等は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

ア 広報

- a テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- b 広報車、掲示板等の活用
- c 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

イ 給水の方法

市町村は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定めるものとする。

- a 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- b 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- c 必要となる資機材の確保の方法
- d 関係職員への対応、役割分担等

(4) 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

(5) 飲料水の緊急給水等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

第14節 観光施設等予防対策

1 方針

本県においては、宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

2 実施責任者

県（観光国際部）

市町村

観光施設の経営者、管理者

3 実施内容

(1) 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

(2) 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、所在市町村及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

(3) 市町村との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、観光施設の所在市町村との連絡体制を整えるとともに、市町村長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

また、観光施設の所在市町村が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

(4) 周知徹底

観光施設の所在市町村は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、(1)から(3)までの対策を講じるよう指導するものとする。

第15節 孤立地域防止対策

1 方針

県域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）
市町村

3 実施内容

(1) 通信手段の確保

通信手段については、「第2章第8節 防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

(2) 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

県及び市町村は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。

(3) 孤立予想地域の実態把握

県及び市町村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

(4) 避難所の確保

市町村は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5) 備蓄

備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。

市町村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

(6) 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市町村へ周知するものとする。

(7) その他

県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第16節 避難対策

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）

県警察

市町村

防災上重要な施設の管理者

3 実施内容

(1) 避難計画の策定

市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応

援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所・避難所

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終わるよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る

ものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

エ 避難所開設状況の伝達

市町村は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 避難路及び避難先の指定

市町村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。

(6) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市町村は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市町村長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するよう努めるものとする。

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市町村に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(7) 避難情報の助言にかかる連絡体制

市町村は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(8) 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

市町村は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定のあったときは、市町村計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地に

ついて住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

(9) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(10) 避難に関する広報

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険か

ら身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

(11) 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(12) 避難所等におけるホームレスの受け入れ

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(13) 避難情報の把握

県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

(14) 感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第17節 必需物資の確保対策

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賅えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部）

市町村

住民

事業者

3 実施内容

(1) 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。

また、県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県は、被害市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」（様式1号）に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、県及び市町村は、それらの啓発に努めるものとする。

イ 市町村備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要

な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

ウ 県備蓄

県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。

(2) 緊急輸送拠点の整備

県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(3) 物資支援の事前準備

県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(4) 支援物資の輸送体制の整備

県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

様式1号 (燃料調整シート)

燃料調整シート

<本件問い合わせ先(担当課)>

燃料要請通し番号	
----------	--

	石油精製備蓄課	03-3501-xxxx
	石油流通課	03-3501-yyyy

1. 処理状況

日時	内容	所属	担当者
	要請発生	(被災地自治体→)内閣府	
	要請受領	(内閣府→)資源エネルギー庁	
	要請発信	資源エネルギー庁(→石油連盟/全石連)	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(県石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商	
	要請受領・仕分開始③	石商	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連(→資工庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連(→資工庁)	

2. 要請元・納入先・清算情報

発注・要請元	名称		電話番号	
	担当者名			
納入先施設等	名称		施設番号※	
	住所			
	燃料担当者名		電話番号	
			携帯電話	
	平時納入業者名		電話番号	
燃料供給費用支払予定者	電話番号(請求事業者)		担当者職名・氏名	

3. 要請内容

品目	数量(kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長(m)	給油口規格		
						口径	名称	形式
ガソリン								
ジェット								
灯油								
軽油								
A重油()								
その他()								
(備考)								

4. 配達手配状況

燃料提供者 (元売)	事業者名	
	支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	
	支店/部署名	
輸送事業者	事業者名	
配達車両・予定	車番	
	ドライバー名	
	出荷予定	到着予定
	出荷基地	

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施責任者

県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）

市町村

社会福祉協議会

施設等管理者

防災関係機関

住民

3 実施内容

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

ア 市町村計画

市町村は、市町村計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿

市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画

市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけ

るハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 避難行動要支援者の移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 県及び市町村

県及び市町村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成

した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 施設、設備等の整備

ア 県

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。

イ 市町村

市町村は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

ウ 県及び市町村

県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

エ 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 県

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市町村が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）の派遣体制を整備し、運用するものとする。

イ 県及び市町村

県及び市町村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

ウ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

(5) 外国人等に対する防災対策

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- a 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

- b 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- c 多言語による防災知識の普及活動を推進
- d 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- e 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- f インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第19節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施責任者

県（都市建築部、教育委員会）
市町村

3 実施内容

(1) 供給体制の整備

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第20節 医療救護体制の整備

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

医療機関

日本赤十字社岐阜県支部

岐阜県赤十字血液センター

3 実施内容

(1) 地震災害等医療救護計画の策定

県は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、災害時の医療救護体制等を規定した計画を策定する。

市町村は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(2) 災害医療コーディネーターチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネーターチームを設置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、被災医療機関への支援、患者の広域搬送を効率的に進めるため、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを整備する。また、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(4) 災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進す

る等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(6) 救護所、救護病院の整備

市町村は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

(7) 効率的な医療を確保するための研修

県及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施するものとする。

(8) 医療品等の確保体制の確立

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

(9) 広域医療搬送拠点等の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の広域医療搬送に当たり広域医療搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。

市町村は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

(10) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員の人材育成

県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(11) 保健衛生活動

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（保健医療調整本部）の整備に努めるものとする。

県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(12) 医療関係団体が行う人材育成等への協力

県は、医療関係団体が災害時に備えて行う人材育成等の活動に対して、協力等を行うものとする。

第21節 防疫対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

県（環境生活部、健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

県及び市町村は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

県及び市町村は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第22節 河川防災対策

1 方針

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

2 実施責任者

中部地方整備局
県（県土整備部）
市町村

3 実施内容

(1) 直轄河川改修

中部地方整備局は、長良川、揖斐川等の直轄区域では、破堤、氾濫の危険のある地区などで県管理区間の改修事業と連携しながら築堤護岸工及び河道掘削を実施するものとする。

(2) 直轄ダム等事業

洪水調整を含む多目的ダム等として、すでに丸山ダム（木曾川）、横山ダム（揖斐川）、岩屋ダム（馬瀬川）、阿木川ダム（阿木川）、小里川ダム（小里川）、味噌川ダム（木曾川）及び長良川河口堰（長良川）、徳山ダム（揖斐川）が完成しており、中部地方整備局は、新丸山ダム（木曾川）の建設を促進するものとする。

(3) 補助河川改修

県下には木曾川水系ほか 5 水系の一級河川があり県内を縦横に流下している。近年、土地の高度利用化が進み、流域内の人口や資産が増大してきており、これらを水害から守るため、県若しくは市は、総合的な治水対策の一環として河川改修事業等により改修工事を推進するものとする。

(4) 県単河川改修

県は、局部改良事業等で緊急順位の高い河川から、順次改良工事を実施して行く。

(5) 補助ダム等工事

多目的ダムとして、岩村ダム（富田川）、大ケ洞ダム（大ケ洞川）、中野方ダム（中野方川）及び丹生川ダム（荒城川）が完成し、治水ダムとして阿多岐ダム（牛道川）が完成しており、県は、多目的ダム又は治水ダムとして、内ヶ谷ダム（長良川）など必要なダムの建設を進めるものとする。

(6) 内水対策事業

県内には、国及び県管理の洪水による内水氾濫から県民の貴重な生命、財産を守るために排水機場が 33 箇所設置されており、国及び県は、既設排水機場について、流域の開発状況を見て計画的に増改築工事を実施し、必要に応じ新規排水機場の建設に着手するものとする。

また、排水機場の耐水化を図るとともに、排水ポンプが浸水等により稼働できない場合に備え排水できるよう排水ポンプ車等を配備するものとする。

(7) 川の防災情報

県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像

情報等を県民に提供し、同時にその情報の活用方法を普及啓発することによって、適切な避難行動に繋げるようにする。また、市町村に提供することによって、水防活動に役立てるようにする。

また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「県域放送局」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。

(8) 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。

第23節 砂防対策

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

2 実施責任者

県（商工労働部、県土整備部、都市建築部）

市町村

岐阜地方気象台

中部地方整備局

北陸地方整備局

施設等管理者

3 実施内容

(1) 砂防対策

ア 砂防事業の推進

国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪流や溪岸の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。

砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

イ 地すべり対策事業の推進

国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。

県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業の推進

県及び市町村は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所

については対策工事を実施するものとする。

エ 雪崩対策事業

県は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とし、必要な箇所について、雪崩防止工事を実施するものとする。

(2) 土砂流出防止対策

ア 措置命令、停止命令等

市町村は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

イ 土採取規制条例施行の徹底

県は、条例指定地域内の土採取について、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

ウ 岩石採取に伴う土砂流出防止

県は、採石法（昭和25年法律第291号）に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、関係市町村と連絡の上、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図るものとする。

エ 宅地造成工事の規制

県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、関係市町村と連絡の上、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図る。

(3) 土砂災害防止対策

県は、市町村と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から県民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

ア 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

a 危険区域等の周知

当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を当該市町村の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警

戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

県は、土砂災害警戒区域等表示看板の設置や土砂災害ハザードマップの原案作成等の市町村支援を行う。

b 警戒避難体制の整備

当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

イ 土砂災害特別警戒区域での施策

a 住宅等の新規立地の抑制

県は、住宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為について許可審査、検査及び監督処分を実施するとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

b 既存住宅の移転促進等

県は、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対して、移転等の勧告をすることが出来る。また、移転勧告による移転者への融資、資金の確保に努める。

(4) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア 県土保全事業の推進

県は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

イ 情報の提供

県は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。

市町村は、当該施設の名称及び所在地について、市町村計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

ウ 防災知識の普及

県及び市町村は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

エ 要配慮者利用施設における防災体制の整備

a 施設等における対策

「第2章第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

b 市町村と施設との連絡体制の確立

市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努めるものとする。

(5) 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。

第24節 農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施責任者

県（農政部）

市町村

3 実施内容

(1) たん水防除事業

県、市町村は、昭和36年6月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業の実施を行っており、今後においては、緊急度の高いものから、順次改修して行くとともに集中排水管理システムの整備も推進して行くものとする。

(2) 防災ダム事業

県、市町村は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設又は改修を行い、洪水の調整を行っており、今後においても、防災ダム事業必要地区を調査するとともに、強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次事業を行うものとする。

(3) ため池等整備事業

県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

(4) その他防災事業

県、市町村等は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第25節 治山対策

1 方針

県内の林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づいて、その積極的な事業実施を推進する。また、森林は、水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 実施責任者

中部森林管理局
県（林政部）

3 実施内容

(1) 県施行事業

ア 公共治山事業

県は、私有林内の一定規模以上の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施するものとする。

イ 県単治山事業

県は、私有林内で国庫補助の対象とならない溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(2) 国有林治山事業

国は、国有林内の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(3) 私有林直轄治山事業

国は、私有林区域内において、事業の規模が著しく大であるとき、事業が高度の技術を必要とするとき、事業の利害関係が一県にとどまらないときのいずれかに該当する場

合においては、当該保安施設事業が国土の保全上特に重要であると認められるときは、関係県知事の意見を聞いて民有林直轄治山事業を実施するものとする。

第26節 土地災害対策

第1項 土地災害対策

1 方針

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う県土の乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

2 実施責任者

県（環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）
市町村

3 実施内容

(1) 災害の未然防止

県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的などとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。

県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

(2) 施行上の管理

県は、土地開発事業の適正な施行を確保するため、必要があると認めたときは、土地開発業者に対し、施行上における必要な防災措置について助言又は勧告をする。

市町村は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第2項 地盤災害対策

1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

2 実施責任者

中部経済産業局
中部地方整備局
県（健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）

3 実施内容

(1) 地下水の採取

国及び県は、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下する恐れがある区域又は他の区域の地盤沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水の採取規制を実施するものとする。

(2) 代替水の整備

国及び県は、地下水汲上げの代替措置として工業用をはじめとする各用途に必要な代替水の確保及び代替水の供給に係る事業の促進を図るものとする。

(3) 防災対策

国及び県は、揚水規制区域においては、河口ポンプ場の補強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進するものとする。

第27節 都市災害対策

第1項 都市計画

1 方針

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

2 実施責任者

県（都市建築部）

市町村

3 実施内容

(1) 土地区画整理

県、市町村等は、市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図るものとする。

(2) 街路の整備

県、市町村等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保するものとする。

(3) 公園緑地の整備

県、市町村等は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の拡充整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難場所、被災者の受入れ地として、災害の防止並びに復旧に対処するものとする。

(4) 防火地域等の指定

市町村は、都市の家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災性能を強化するものとし、県は、当該地域の指定・拡大について、市町村へ助言等を行う。

(5) 建築基準法第22条の区域指定

県は、市町村と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作成又は葺くように建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

(6) 不良住宅地区の改良

県、市町村及び関係機関は、都市の枢要地帯にある不良住宅地の改良促進を図るため、住宅地区改良事業を促進し、住宅の不燃環境の整備に努めるものとする。

(7) 公営住宅の不燃化

県、市町村及び関係機関は、都市に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努めるものとする。

第2項 都市排水対策

1 方針

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都

市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

2 実施責任者

市町村

3 実施内容

(1) 都市下水路事業

市町村は、都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行うものとする。

(2) 公共下水道事業

市町村は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行うものとする。

第28節 地下街等保安対策

第1項 地下街等保安対策

1 方針

地下街及び百貨店等不特定多数の者が出入する防火対象物の地階（以下「地下街等」という。）における災害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

2 実施責任者

中部近畿産業保安監督部

県（危機管理部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

防災関係機関

地下街等の所有者

ガス事業者

3 実施内容

(1) 地下街等の実態調査の実施

地下街等の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施するものとする。

(2) 関係機関等の対策

ア 地下街等の所有者等

- a 防火避難施設の点検整備
- b 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備
- c 非常用通信設備の整備充実
- d 利用者の避難誘導體制の整備充実

イ 消防機関

- a 消防法に基づく査察の強化
- b ガス事業者との連携強化
- c 消防施設の整備充実

ウ 県警察

- a 関係機関と連携した、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備
- b 消防機関と連携した、保安施設の整備指導
- c 大規模地下街災害に対処できる救急救助資機材の整備

エ ガス事業者

安全型器機、遮断装置等の安全設備の普及促進

(3) 防災訓練等の実施

市町村は、地下街等における災害を想定し、地下街等の管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施するものとする。

(4) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設

備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第2項 地下空間浸水対策

1 方針

ビル地下室や地下街などの地下施設（以下「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

地下空間の所有者等

3 実施内容

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施するものとする。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

ア 危険性の実態の周知、啓発

市町村、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図るものとする。

イ 浸水実績の公表

市町村は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図るものとする。

ウ 浸水予測区域の公表

市町村は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進めるものとする。

エ 浸水想定区域内の施設等の公表

市町村は、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) 避難体制の確立

浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、

浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(4) 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

ア 浸水防止施設設置の促進

県、市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供するものとする。

イ 浸水対策事業の集中的実施

県、市町村は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努めるものとする。

第29節 建築物災害予防対策

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施責任者

県（危機管理部、都市建築部）

市町村

建築物の設置者、管理者

3 実施内容

(1) 建築物防災知識の普及

ア 実施の方法

県及び市町村は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

イ 教養普及事項

- a 既存建物の保全対策
- b 建築基準法等の普及
- c 政府施策住宅制度の導入
- d 中高層融資制度の活用

(2) 特殊建築物の災害予防

劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章第9節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

ア 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

イ 防災診断の実施

県は、関係機関と協議して、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に調査をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をする。

ウ 確認検査の徹底

県は、特殊建築物の建築に当たって、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行徹底を期する。

エ 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

オ 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

カ 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

(3) 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

(4) 空家等の状況の確認

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第30節 防災営農対策

1 方針

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

2 実施責任者

県（農政部）

市町村

農業団体

3 実施内容

(1) 指導等の実施

ア 指導事項等

県、市町村及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

イ 指導等の方法

県、市町村及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

(2) 病虫害防除器具の整備

県及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努めるものとする。

(3) 災害用水稲種子の確保

災害（特に水害）多発地帯の市町村等は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努めるものとする。

第31節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

市町村

ライフライン事業者

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 県は、災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。

- a 水道施設の安全性の確保
- b 緊急時給水拠点の設定
- c 水道施設整備への財政支援

イ 水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 浄水場施設等の安全性の確保
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

(2) 下水道施設

下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

国及び下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の安全性の確保
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の

弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）

- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- e 管きよ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 電力供給施設の安全性の確保
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(4) 都市ガス施設

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行うものとする。

- a 都市ガス施設の安全性の確保
- b 遮断バルブの設置促進
- c 防火、消火施設設備の充実
- d 保安電力の確保
- e 要員の確保
- f 代替熱源による供給体制の整備
- g 資機材の整備
- h 広域的相互応援体制の整備

(5) 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- a 鉄道施設の安全性の確保
- b 防災資機材の整備点検
- c 要員の確保

(6) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- a 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- b 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- c 応急復旧機材の配備
- d 通信輻輳対策の推進

- e 重要通信の確保
- f 要員の確保

(7) 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- a 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- c 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- d 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- e 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(9) 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進するものとする。

また、市町村等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

(10) ライフラインの代替機能の確保

県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入

(11) 連携体制の構築

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。

第32節 文教対策

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村（教育委員会）

学校等の経営者、管理者

3 実施内容

(1) 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

(4) 防災教養

県、市町村又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせな

がら、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- b 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- c 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- d 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。
- e 訓練は每学期1回程度実施する。
- f 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- g 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- h 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- i 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため県民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施責任者

県（環境生活部）

市町村

指定文化財等の所有者又は管理者

3 実施内容

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ 県、市町村

- a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
- b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。
- c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- d 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第33節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 行政における業務継続計画の策定

県及び市町村は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

県及び市町村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

県及び市町村は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第34節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

県、市町村、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部）

市町村

商工団体

各種企業

3 実施内容

(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

県、市町村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア BCPの策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め

るものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

第35節 防災対策に関する調査研究

1 方針

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 災害危険地予察

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は防災ヘリコプターを利用して災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を県及び市町村計画に反映するものとする。

(2) 風水害対策基礎調査

岐阜県における大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、県、市町村等は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進するものとする。

ア 岐阜県における既往の風水害

イ 降水量と山腹等の崩壊災害

ウ 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害

エ 降水量と河川災害

オ 浸水想定区域図

カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(3) 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっており、県、市町村及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進するものとする。

(4) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市町村においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

(5) リスクの評価

県及び市町村は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第36節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

航空運送事業者

放送事業者

道路管理者

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

県、市町村、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

- る。
- (3) 搜索、救急・救助、医療及び消火活動関係
- ア 搜索活動関係
- 県警察は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。
- イ 救急・救助活動関係
- 県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
- ウ 医療活動関係
- 県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- エ 消火活動関係
- 市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。
- オ 搜索活動支援関係
- 県及び市町村は、迅速かつ効率的な搜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。
- (4) 緊急輸送活動関係
- 県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。
- 県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係
- 県、市町村、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- 県及び市町村は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
- (6) 防災関係機関の防災訓練の実施
- ア 防災訓練の実施
- 県、市町村、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- イ 実践的な訓練の実施と事後評価
- 県、市町村、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第37節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

防災関係機関

鉄軌道事業者

放送事業者

道路管理者

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

ア 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

イ 線路防護施設の点検等

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市町村、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

県及び市町村は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市町村との連携の強化に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

オ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市町村、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

カ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村等の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

県、市町村、県警察、鉄軌道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村、県警察、鉄軌道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

キ 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

(5) 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努めるものとする。

県、市町村、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第38節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

中部地方整備局
 県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 道路管理者
 放送事業者
 日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

県、市町村及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

県警察は、道路交通の安全のための情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

イ 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市町村、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

c 備蓄拠点の設置および資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県、市町村は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

道路管理者、市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

エ 緊急輸送活動関係

県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

オ 危険物等の流出時における防災活動関係

県、市町村及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市町村、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

キ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとするものとする。

県、市町村、県警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村、県警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

c 道路啓開訓練の実施

国及び県は、市町村、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

ク 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

ケ 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

県及び市町村は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第39節 放射性物質災害対策

1 方針

災対法及び放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大の防止について、必要な予防対策を進める。

なお、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害の発生及び拡大の防止については、原子力災害対策計画に基づき、必要な対策を進める。（以下「応急対策」についても同様）

2 実施責任者

岐阜労働局

農林水産省

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

県警察

市町村

防災関係機関

放射性物質を取り扱う事業者

3 実施内容

(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

ア 施設の不燃化等の推進

イ 放射線による被ばくの予防対策の推進

ウ 施設等における放射線量の把握

エ 自衛消防体制の充実

オ 通報体制の整備

カ 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施

キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

(3) 防災対策資料の整備

岐阜労働局、県及び市町村は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努めるものとする。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

(6) 食料の調達・供給体制の整備

農林水産省は、災害時における食料の調達、供給体制の整備に努めるものとする。

第40節 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施責任者

中部近畿産業保安監督部

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

危険物等の貯蔵・取扱事業者及び団体

道路管理者

放送事業者

日本赤十字社岐阜県支部

地域住民

3 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨市町村（消防署）及び警察署に通報するものとする。

イ 緊急措置

中部近畿産業保安監督部、県及び市町村は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

ウ 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市町村は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

エ 教養、指導

県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

オ 安全性の向上

県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その

原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

カ 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(2) 危険物等の輸送対策(移送、移動も含む。)

県及び市町村は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

なお、県は、高圧ガスについて、地域内の高圧ガスの移動に係る災害の発生又は拡大の防止を目的とした、岐阜県高圧ガス地域防災協議会の整備充実に努めるものとし、災害防止の訓練の実施に努めるものとする。

(3) 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル等により対応するものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市町村、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

c ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で各市町村に必要な応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県、市町村は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

県及び市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

県、市町村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努めるものとする。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

県及び市町村は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

カ 避難受入れ活動関係

市町村は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を

行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

県及び市町村は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市町村、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

県、市町村、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

サ 災害復旧への備え

県、市町村、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(5) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

県、市町村等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

県及び市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

県、市町村等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第41節 林野火災対策

1 方針

本県は、全国的にも上位の林野面積を有しており、林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところであり、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

自衛隊

県（危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

森林組合

林野の所有者、管理者

道路管理者

放送事業者

日本赤十字社岐阜県支部

民間企業

地域住民

3 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災特別地域、林野火災特別地域対策事業計画

県は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要があると認める市町村の区域を林野火災特別地域に指定する。関係市町村は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。

イ 防火林道、防火森林の整備

県及び市町村は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

ウ 火の使用制限

県及び市町村は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市町村及び林野の所有(管理)者は、市町村火災予防条例の定めるところにより火の使用制限を行うものとする。

エ 巡視及び監督の強化

県は、林野火災防止のため、職員等による巡視により早期発見と早期通報を推進する。

オ 森林保全管理活動の促進

林野の所有(管理)者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

(2) 林野の所有(管理)者の管理上の指導

県及び市町村は、林野火災に関し、林野の所有(管理)者に対し必要な施業を行うよう

指導するものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b 情報の整理

県、市町村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

c 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 県と自衛隊の連携体制

県と自衛隊は、おのおの計画の調整を図るとともに協力体制について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救急、救助等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡しておく。

エ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

県及び市町村は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県及び市町村は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

県及び市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。なお、平常時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

県、市町村及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

オ 緊急輸送活動関係

県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

カ 避難受入れ活動関係

市町村は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

県、市町村等は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

ク 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市町村、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ケ 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を

実施するものとする。

県、市町村、消防機関、森林組合、民間企業、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村、森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

県、市町村等は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ 保健休養林等の保全

県、市町村等は、レクリエーション等県民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「県民休養の森」、「生活環境保全林」、「緑地環境保全地域」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

県、市町村等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

エ 県民の防災活動の環境整備

県、市町村等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

また、林野火災の予防活動について、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、県及び市町村は、住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

第42節 大規模な火事災害対策

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

道路管理者

放送事業者

事業者

日本赤十字社岐阜県支部

地域住民

3 実施内容

(1) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

a 県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を行うとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

b 県、市町村、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

イ 火災に対する建築物の安全化

a 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

b 建築物の防火管理体制

県、市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、

防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

- a 県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。
- b 県、市町村、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一體的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

県、市町村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

県、市町村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県及び市町村は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

県、市町村、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

オ 避難受入れ活動関係

市町村は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市町村、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

県、市町村、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

県、市町村等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災関連設備等の普及

県及び市町村は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

県、市町村等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第43節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、農政部、林政部、県土整備部）

市町村

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 連携の強化

県は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図るものとする。

(2) 事前防止対策

県、市町村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(3) 代替電源の確保

県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 基本方針

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 災害対策本部

1 県本部

県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で県知事が必要と認めるときは、災対法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと県本部長（県知事）が認めるときはこれを廃止する。

なお、本計画に定めるほか災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画による。また、地震災害については、地震対策計画によるものとする。

(1) 設置基準

県本部は、次の場合に設置する。

ア 災害が発生し、又は発生の危険性が切迫し、県内の広範囲にわたって大規模な被害又は局地的に甚大な被害（※注）が予想されるとき

（※注）大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したとき

イ 災害救助法を適用する災害が発生したとき

ウ 県知事が必要と認めるとき

(2) 本部の場所

県本部は、県庁 5 階に設置する。なお、県庁舎がその使用に耐えない時やその使用制限を余儀なくされる時は、県防災交流センター等において県本部を設置する。

(3) 警戒準備体制、警戒体制

県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本部を設置するための前段階として、警戒準備体制、警戒体制をとる。

(4) 航空機の運用調整等

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T 都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交

通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、県本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたとときに設置する。必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県総合庁舎、学校、公民館等公共の施設、災害対策車両(移動防災情報センター)を利用する。この場合自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によることができない時は常時連絡ができる体制をとる。

3 県支部

県支部の設置、閉鎖等は、県支部長が県本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、県本部と協議するいとまがないときは、県支部長の判断で決定する。

なお、県支部の体制、運用等については、県支部の防災計画において定めるものとし、県本部からの通知を受けた場合はすぐに体制がとれるよう事前に定めておくものとする。

4 運営等

県本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例(昭和37年条例第30号)、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和37年規則第89号)等の規定するところによるものとし、県の各部局は、救難、救助等災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を実施する。

また、県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るとともに、必要に応じて連絡要員を受け入れるものとする。

県本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第3項 災害支援対策本部

他県で大規模な被害が生じ、岐阜県の支援が必要と認められる場合は、県知事を本部長とする県災害支援対策本部(以下「支援対策本部」という。)を設置し、全庁的な対応を行う。ただし、県内において災害等が発生した場合は、県内の対応を優先する。

なお、県知事は、支援対策本部を存続させる必要がなくなると認められるときは支援対策本部を解散する。

(1) 設置基準

支援対策本部は、次の場合に設置する。

- ア 岐阜県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件、事故が発生し、支援が必要と認められるとき
- イ その他、県知事が必要と認めるとき

(2) 運営

支援対策本部の運営の方法、配備体制等については、岐阜県災害支援対策本部等設置要綱の規定するところによるものとする。

第4項 市町村本部

市町村は、市町村の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市町村長が必要と認めるときは、災対法の規定により市町村本部を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したと認めるときはこれを廃止する。

市町村は、市町村の地域内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、市町村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに市町村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。

また、市町村長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、市町村本部等の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

市町村本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第5項 国の特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

国は、大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を設置する。

1 特定災害対策本部

国は、非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認めるときは、防災担当大臣（事故災害においては安全規制等担当省庁の国務大臣）を本部長とした特定災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、特定災害対策本部に、特定災害対策本部長の定めるところにより、特定災害現地対策本部を置くことができる。

2 非常災害対策本部

国は、非常災害が発生していると認めるときは、内閣総理大臣を本部長とした非常災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、非常災害対策本部に、非常災害対策本部長の定めるところにより、非常災害現地対策本部を置くことができる。

3 緊急災害対策本部

国は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生していると認めるときは、閣議にかけ、内閣総理大臣を本部長とした緊急災害対策本部を設置し、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整や緊急措置の実施などを行う。

また、災対法の規定により、緊急災害対策本部に緊急災害対策本部長の定めるところにより、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

さらに、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域について災害緊急事態の布告を発することができる。

この災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会を開くいとまがないときは、緊急措置をとるため法に規定された項目について政令を制定することができる。

4 連絡調整

県は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合は、緊密に連絡調整を行う。

また、県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

※連絡会議

国が現地において、関係省庁・都道府県（市町村）・ライフライン事業者等を集め、現状の把握・被災地のニーズ等の情報共有を行うために開催する会議

※調整会議

連絡会議等で把握した調整困難な災害対応や進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等を集め、役割分担、対応方針等の調整を行うために開催する会議

第6項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定めるものとする。

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織は、「第6項 指定地方行政機関」の防災組織に準ずるものとする。

第2節 災害対策要員の確保

1 方針

大規模災害の発生時において、緊急に必要なとなる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

各機関

3 実施内容

(1) 災害対策要員の確保

災害対策要員の動員は、それぞれの配備体制により動員するものとする。

(2) 国又は他の都道府県に対する要請

県は、災害対策要員が不足する場合には、次により他の都道府県若しくは国の職員の派遣を要請、又はあつせんを求めるものとする。

また、必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、災対法第 29 条の規定に基づき、「職員派遣要請書」（様式 1 号）により文書で行う。

イ 国の職員の派遣あつせん要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、災対法第 30 条の規定に基づき、「職員派遣あつせん要請書」（様式 2 号）により文書で行う。

ウ 他の都道府県との相互応援協定に基づく職員の派遣要請

他の都道府県の職員の派遣要請は、締結済みの協定の規定に基づき行う。

エ その他の都道府県職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

(3) 警察に対する要請

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行うものとする。

(4) 緊急消防援助隊の要請等

県は、近隣市町村のみでは対応できないため、他市町村の応援を必要と認める場合には、岐阜県広域消防相互応援協定による応援隊の編成、応援出動の求め及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条による緊急消防援助隊の広域応援要請等を行う。その場合、岐阜県における緊急消防援助隊受援計画に基づく消防応援活動調整本部の設置等緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保する。

(5) 防災関係機関等に対する要請

ア 防災関係機関等の職員の要請

県は、関係機関に対して、事前に締結した協定等に基づき、災害対策に必要な要員の派遣を要請する。

イ 日本赤十字奉仕団の要請

(6) 災害対策作業員の確保

県は、災害対策を行う上で、災害対策作業員を必要とする場合には、関係機関に応援を求める。

(7) 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 市町村長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令	災対法第71条	県知事 市町村長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市町村長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

イ 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による市町村長、	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

警察官、自衛官の従事命令)	
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

ウ 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をするものとする。

- a 災対法第 65 条第 2 項に基づいて執行したときは、市町村長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- b 災対法第 65 条第 3 項に基づいて執行したときは、市町村長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- c 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。
- d 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条第 1 項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時においては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先するものとする。

エ 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付するものとする。なお、県知事（県知事が市町村長に委任をした場合は当該市町村長を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ないものとする。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取るものとする。

- a 災害救助法による従事命令（様式 3 号）
- b 災害救助法による従事命令の取消命令（様式 4 号）
- c 災害対策基本法による従事、協力命令（様式 5 号）
- d 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令（様式 6 号）
- e 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令（様式 7 号）

オ 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式 8 号）により実費分を弁償するものとする。

カ 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区 分	災害救助（県知事命令）	災対法（県知事命令）	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害賠償の各条例
補償等類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式 9 号	様式 10 号	市町村で定める様式

キ その他

a 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（様式 11 号）を作成整備するものとする。

b 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出るものとする。

(8) 惨事ストレス対策

ア 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

様式1号（職員派遣要請書）

	第 年 月 日 号 日
指定行政機関の長 様 指定地方行政機関の長	
	県知事又は県の委員会もしくは委員 ㊟
職員派遣要請書	
災害対策基本法第29条の規定に基づき、職員の派遣を要請します。	
派遣を要請する理由	
派遣を要請する職員の職種別人員数	
派遣を必要とする期間	
派遣される職員の給与その他の勤務条件	
上記のほか、職員の派遣について必要な事項	

様式2号（職員派遣あっせん要請書）

	第 年 月 日 号 日
内閣総理大臣 様	
	県知事又は県の委員会もしくは委員 ㊟
職員派遣あっせん要請書	
災害対策基本法第30条第1項の規定に基づき、職員のあっせんに要請します。	
派遣のあっせんを求める理由	
派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数	
派遣を必要とする期間	
派遣される職員の給与その他の勤務条件	
上記のほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項	

様式3号 (災害救助法による従事命令書)

(表面)

公 用 令 書	
公用令書発行番号	第 号
住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)	
災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり救助業務に従事することを命ずる。	
従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時場所	
(法人その他の団体にあつては従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。)	
年 月 日 岐阜県知事 氏 名 ㊟	
切 取 線	
年 月 日 午 前後 時 分 岐阜県知事 様 住 所 氏 名 ㊟ (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)	
受 領 書	
公用令書(年 月 日付第 号)を受領しました。	

(裏面)

令書の交付を受けた者の心得
1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。 2 この令書の交付を受けた者は、傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添えて知事に遅滞なく届け出ること。 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添えて知事に遅滞なく届け出ること。 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出頭することができない者は、居住者の市町村長にこの令書を提示して立替払を請求することができる。 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式4号（災害救助法による従事命令の取消命令書）

公用取消令書番号	第	号		
公用令書発行番号	第	号		
年 月 日	年	月 日		

公 用 取 消 令 書

住 所
職 業
氏 名
(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

年 月 日付第 号の公用令書にかかる従事命令は、その必要がなくなったのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 ㊟

切 取 線

年 月 日 午 前後 時 分

岐阜県知事 様

住 所
氏 名 ㊟
(法人その他の団体にあつてはその名称及び事業の種類)

受 領 書

公用令書(年 月 日付第 号)を受領しました。

様式5号（災害対策基本法による従事協力命令書）

従事協力	第	号		
------	---	---	--	--

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事協力を命ずる。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名 ㊟

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備考	

- (注) 1 用紙は、A4とする。
 2 受領書は、別紙にて様式1号に準じて作成する。
 3 令書の交付を受けた者の心得は、別紙にて様式1号に準じて作成し、令書とともに交付する。

様式6号（災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書）

変更第 号
公 用 変 更 令 書
住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日付第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
岐阜県知事 氏 名 ㊟
変更した処分の内容

- (注) 1 用紙は、A4とする。
2 受領書は、別紙にて様式1号に準じて作成する。

様式7号（災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書）

取消第 号
公 用 取 消 令 書
住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日付第 号)にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
岐阜県知事 氏 名 ㊟

- (注) 1 用紙は、A4とする。
2 受領書は、別紙にて様式1号に準じて作成する。

様式8号(実費弁償請求書)

岐阜県知事 殿 1 請求額 円 ただし、 年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの(明細書別紙のとおり) 上記金額を次の理由により請求します。 ① 従事した業務 ② 従事した期間 ③ 従事した場所	年 月 日 住 所 職 業 氏 名 ㊟ (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) 実 績 弁 償 請 求 書
--	---

様式9号(災害救助法による扶助金支給申請書)

岐阜県知事 殿 災害救助法による扶助金支給申請書 災害救助法第12条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。	年 月 日 住 所 氏 名 ㊟
--	--

負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名					
負傷、疾病又は死亡の日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書の発付年月日及び番号					
	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
負傷、疾病又は死亡した者の主な親族の状況					

- (注) 1 表題空白箇所には「療養、休養、障害、遺族、葬祭、打切」の該当事項を記載する。
 2 本申請書には、次の書類を添付するものとする。
 (1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
 (2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
 (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
 (4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他に収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 (5) 打切扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込期間等に関する医師の意見書

様式10号（災害対策基本法による損害補償費支払請求書）

損害補償支払請求書		請求第 回
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例第2条の規定による損害補償費を支給されたく別添書類を添えて請求します。		
		年 月 日
		住所 氏名 ①
岐阜県知事 請求金額	様 円	
損害補償の種目	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切補償	
負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名	住所	
	氏名	
負傷、疾病又は死亡した日時及び場所	日時	
	場所	
負傷、疾病又は死亡の原因		
傷病名、傷病の程度及び身体の状況		
公用令書の発付年月日及び番号		
(摘要)		

- (注) 1 本申請書には、次の書類を添付するものとする。
- (1) 療養補償 医師の診断書及び療養に関する請求書又は領収書
 - (2) 休業補償 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (3) 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書
 - (4) 遺族、葬祭補償 医師の診断書及び死亡者との関係を証明する書類
 - (5) 打切補償 療養の経過、症状全快までの見込期間等に関する医師の意見書
 - (6) 市町村長が従事命令を発したときは公用令書又は従事命令を発した旨の市町村長の証明書
- 2 損害補償の種目欄は、□で該当事項を囲むこと。
 - 3 請求第 回の欄には損害補償の同一種目についての請求回数を記載すること。
 - 4 用紙はA4とする。

様式11号（従事者台帳）

公用令書発付番号	第	号				
公用令書発付年月日	年	月	日			
救助従事者台帳						
				住所 職業 氏名	年 月 日生	
従事すべき救助業務						
従事すべき場所						
従事すべき期間						
出頭すべき日時						
出頭すべき場所						
公用令書取消理由						
負傷、疾病又は死亡の日時						
負傷、疾病又は死亡の原因						
傷病名、傷病の種類及び身体の状況						
備考						
負傷、疾病又は死亡した者の主な親族	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考	
扶助金支給欄	扶助金の種類		金額	支給年月日	備考	

(注) 災害救助以外についても本様式に準じて作成する。

第3節 ボランティア活動

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

市町村

社会福祉協議会

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 県及び市町村の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかけるものとする。

(3) 県社会福祉協議会の活動

県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県及び市町村と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請するものとする。

(4) 市町村社会福祉協議会の活動

市町村社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

(5) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 実施責任者

自衛隊
 県（危機管理部）
 市町村
 防災関係機関

3 実施内容

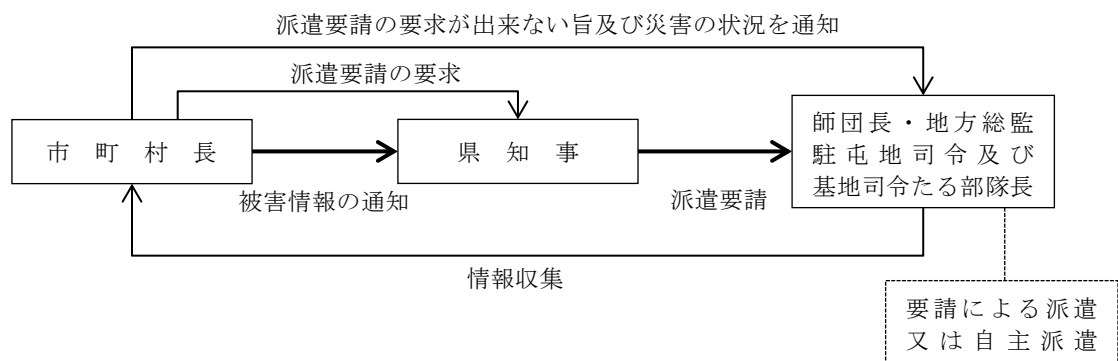
(1) 災害派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。



(3) 災害派遣要請を受けられる者

- a 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
- b 航空自衛隊第2補給処長
- c 海上自衛隊横須賀地方総監

(4) 災害派遣部隊の活動範囲

- ア 被害状況の把握
 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
- イ 避難の援助
 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避

難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 災害派遣要請の手続き

ア 派遣要請の要求

市町村長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式 1 号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町村長は、その旨及び該当市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

指定地方行政機関又は指定公共機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、県知事に要請を求めることができる。

県知事は、市町村長、指定地方行政機関又は指定公共機関等の長（以下「市町村長等」という。）から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、「災害派遣要請書」（様式2号）を自衛隊へ提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 派遣部隊の受入体制

県は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村の受入体制を支援するとともに、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村等の連絡に当たる。

受入側の市町村等は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期すものとする。

- a 派遣部隊と市町村との連絡窓口及び責任者の決定
- b 作業計画及び資機材の準備
- c 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- d 住民の協力
- e 派遣部隊の誘導
- f 活動状況の報告

(6) 県警の協力

県は、自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めるときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

(7) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

- a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- d 県、市町村が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(8) 派遣部隊撤収時の手続

市町村長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式3号）を提出するものとする。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに「自衛隊の撤収要請書」（様式4号）により要請を行う。

(9) その他

ア 連絡幹部の派遣

県は、災害派遣の要請を要するような災害の発生が予想される時又は県が警戒体制をとったときは、自衛隊との連絡を密にするものとし、調整により自衛隊から連絡幹部の派遣を受け、情報交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。

イ 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

- a 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」にその旨を明示
- b 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施

様式1号（災害派遣要請依頼書）

	第 年	月	号 日
(岐阜県知事) 様			
			(依頼機関の長) 印
災害派遣要請依頼について			
自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

様式2号（災害派遣要請書）

	第 年	月	号 日
(災害派遣命令者名) 様			
			(岐阜県知事) 印
災害派遣要請について			
自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

様式3号（自衛隊の撤収要請依頼書）

	第 年	月	号 日
(岐阜県知事) 様			
	(依頼機関の長)		印
自衛隊の撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1 撤収要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
2 派遣要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
3 撤収作業場所			
4 撤収作業内容			

様式4号（自衛隊の撤収要請書）

	第 年	月	号 日
(災害派遣命令者名) 様			
	(岐阜県知事)		印
自衛隊の撤収要請について			
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収を要請します。			
記			
1 撤収要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
2 派遣要請依頼日時			
	年	月	日 時 分
3 撤収作業場所			
4 撤収作業内容			

第5節 災害応援要請

1 方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 実施責任者

県（総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部）

県警察（県公安委員会）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。なお、応援の受け入れについては、「岐阜県災害時広域受援計画」に基づくものとする。

イ 県による応援要請

a 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

b 他の市町村に対する応援要請

市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

c 県による指示

県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。ま

た、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

d 国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

e 指定行政機関等に対する要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

ウ 経費の負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(2) 消防活動に関する応援要請

ア 消防庁への応援要請

県は、大規模災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

イ 相互応援協定に基づく応援要請

市町村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(3) 警察活動に関する応援要請

県公安委員会（県警察）は、大規模災害が発生した場合において、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

(4) その他の応援要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

また、県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

(5) 応急措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

国土交通省等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

1 方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施責任者

自衛隊

県（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）

県警察（県公安委員会）

市町村

道路管理者

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。

県、市町村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

イ 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

ウ 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

(2) 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は当該地域を所管する市町村に通報するものとする。通報を受けた市町村は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) 交通規制の実施

ア 規制の種別

a 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

b 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

c 災対法に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 緊急交通路の確保

a 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施するものとする。

・第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、災対法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

・第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

b 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

c 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

d 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記イのb及cと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

e その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

ウ 交通規制の周知徹底

道路管理者、県、県警察及び市町村は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

エ 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

オ 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つものとする。

カ 迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合は、県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行うものとする。

イ 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(様式1号)を標章(様式2号)とともに申請者に交付するものとする。

エ 事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。

(6) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をするものとする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

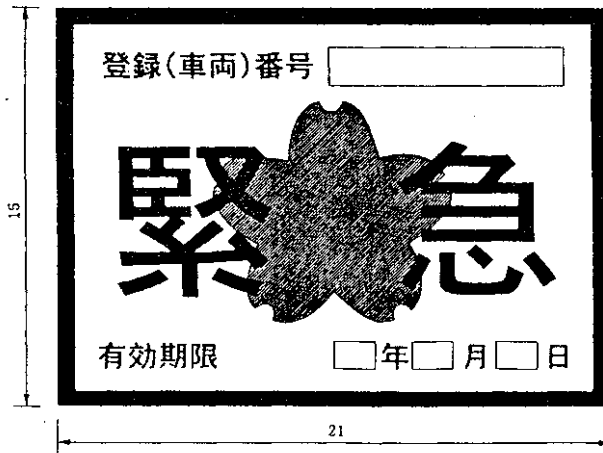
様式1号 (緊急通行車両確認証明書)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県 知事印	
岐阜県知事 氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県公安委員会 印	
岐阜県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式2号 (標章)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 輸送手段の確保

1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施責任者

中部運輸局

県（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 県の確保体制

県は、次により車両及び航空機を確保する。

ア 車両の確保

- a 県保有車両の確保
- b 中部運輸局に対する協力要請
- c 自衛隊に対する協力要請
- d 関係事業者に対する協力要請

イ 航空機の確保

- a 県保有ヘリコプターの確保
- b 自衛隊に対する協力要請
- c 大規模特殊災害時における広域航空消防応援による都道府県、消防機関の消防・防災ヘリコプターの要請
- d 災害航空応援協力協定書に基づく民間ヘリコプター会社に対する応援協力要請

ウ 中部運輸局の措置

中部運輸局は、災害運送の必要があると認めるときは、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行うものとする。

(2) 市町村の確保体制

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。

(3) ヘリコプター離着陸場等の確保

県は、航空自衛隊岐阜基地岐阜飛行場及び飛騨エアパークに航空機が離着陸できるよう航空自衛隊、国土交通省に協力を要請する。

市町村は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

また、県は、災害支援協力に関する協定に基づき、岐阜県ゴルフ連盟に支援協力を要請する。

なお、県は、地域の実情を踏まえ、防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

ア 取り扱い物資

- a 被災市町村からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- b 食料、生活必需品等の応急生活物資
- c 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- d 医薬品

イ 広域物資輸送拠点等における業務

- a 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- b 避難所等の物資需要情報の集約
- c 配送先別の仕分け
- d 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

イのc、dについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

ウ 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける被災市町村が実施する。

第7節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部、県土整備部）

県警察

各機関

3 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

県、市町村、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

県、市町村及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

b 警察通信設備の利用

県は、災対法の規定に基づき、特に緊急を要し、通信のため特別の必要がある場合で加入電話及び県防災行政無線が使用不能になった時は、警察機関に対し警察通信設備の利用を要請する。

c 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

d 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うもの

とする。

e 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(2) 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

ア 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

ウ 鉄道電話による通信

上記イと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

エ その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(3) 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

ア 岐阜県防災行政無線による通信

県は、災害発生時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

イ 警察無線による通信

県は、岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

ウ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

エ 防災相互通信用無線による通信

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

オ 非常通信による通信

県、市町村及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

(4) インターネット等による通信

(5) 急使による通報

上記(1)から(4)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、「第3章第9節 災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を市町村その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

なお、火山に関する情報に関しては、「第3章第14節 火山災害対策」の定めるところによる。

2 実施責任者

中部地方整備局
 名古屋地方気象台
 岐阜地方気象台
 県（危機管理部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 報道機関

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

○気象警報等の種類

種類		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報

		報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
		洪水注意報
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分

	布」(※愛称「キキクル」)で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
岐阜県竜巻注意報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

○警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫している警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 水防警報

a 国が行う水防警報

中部地方整備局は、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除するものとする。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

b 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 指定河川洪水予報等

a 国の機関が行う洪水予報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所と岐阜地方気象台又は名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川（以下「国指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除するものとする。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

b 県と気象台が共同で行う洪水予報

県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第11条第1項の規定により県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

c 国が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協

力を求めて、一般に周知するものとする。

木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。

県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

d 都道府県が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。

また、その他の河川についても、家屋浸水が想定される全河川へ水位計を設置し、市町村等へ河川水位等の情報提供するように努めるものとする。

県は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

エ 市町村が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

市町村は、市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

オ 土砂災害警戒情報

岐阜地方气象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町を除く市町村とする。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。
- ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方气象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

カ 火災警報

市町村は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

なお、市町村において、気象状況を把握するため、気象観測器具(湿度計、風速計)を設け、その観測に努めるものとする。

(2) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害) ・危険度分布(災害切迫)	・大雨特別警報(土砂災害) ・危険度分布(災害切迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)			

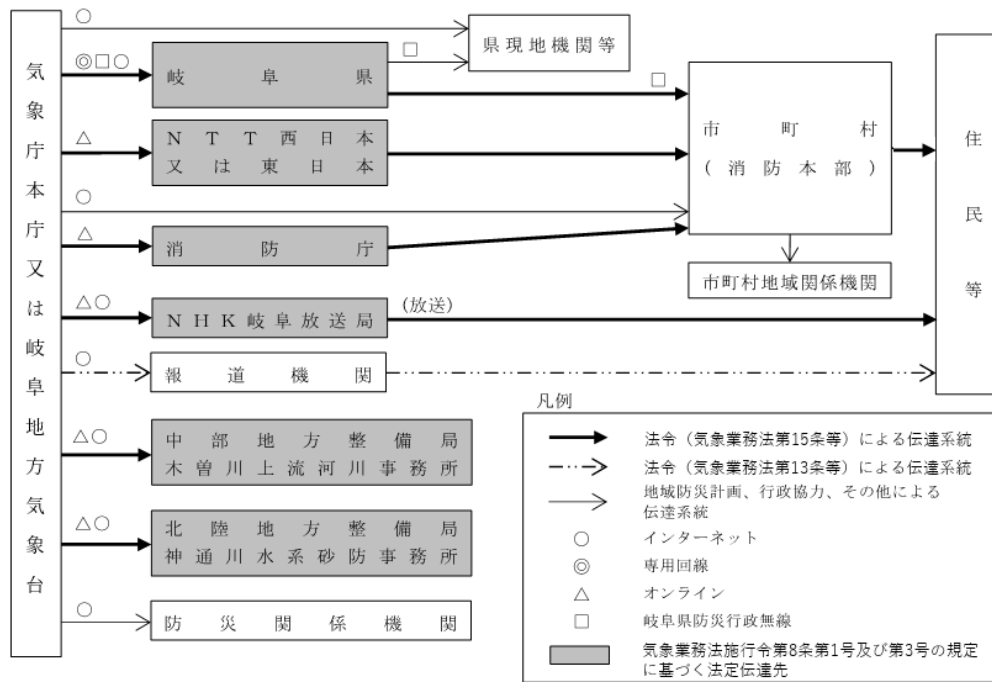
なお、県、市町村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

県、市町村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。

a 気象警報等



- (注) 1 岐阜地方気象台からN T T 西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

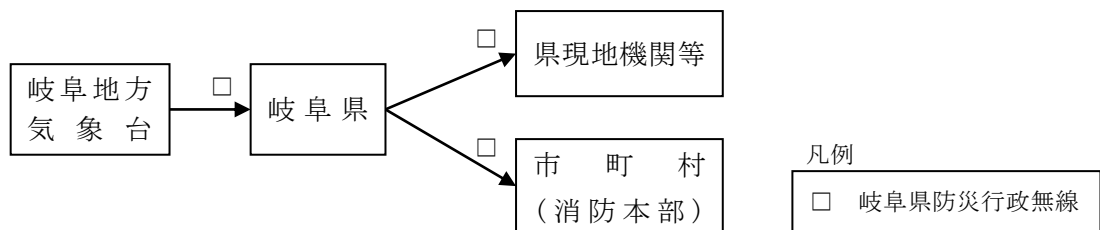
※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

b 水防警報、指定河川洪水予報等

水防警報河川、洪水予報河川及び水位周知河川に関する各種情報の伝達系統については、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとする。

c 火災気象通報



イ 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

ウ 警報等の住民等への周知徹底

報道機関及び市町村（水防管理者を含む。）は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

市町村は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に

関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

(3) 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

ア 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、土砂災害に関する場合は市町村長に、またその他の現象の場合は、市町村長又は警察官に通報するものとする。

イ 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに当該地域を所管する市町村長に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

ウ 市町村長の通報

上記ア及びイによって異常現象を承知した市町村は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常気象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡するものとする。

エ 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(4) 雨量観測による気象状況の把握

県は、注意報、警報発表時における県内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて市町村、関係機関等に伝達する。

市町村は、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

第9節 災害情報等の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）
各機関

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

ア 情報の収集

県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

イ 情報の整理

県、市町村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

ウ 情報の連絡手段

市町村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、人工衛星（宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携）等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況等の調査・報告

ア 被害状況等の報告方法

県は、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防応第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保するものとする。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

市町村は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその市町村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市町村単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。

イ 一定規模以上の災害

市町村は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市町村は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市町村は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時（様式1号）
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時（様式2号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時（様式2号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内（様式2号）

（注）毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(3) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市町村においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

(4) 被害状況等の収集及び伝達系統

県は、次の方法により被害状況等を収集する。なお、被害状況等の各部門別のとりまとめ及び関係行政機関（本省等）等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各部局において行うものとする。

ア 被害、復旧の状況

別表1のとおり

イ 対策の実施状況

別表2のとおり

(5) 応急対策活動情報の連絡

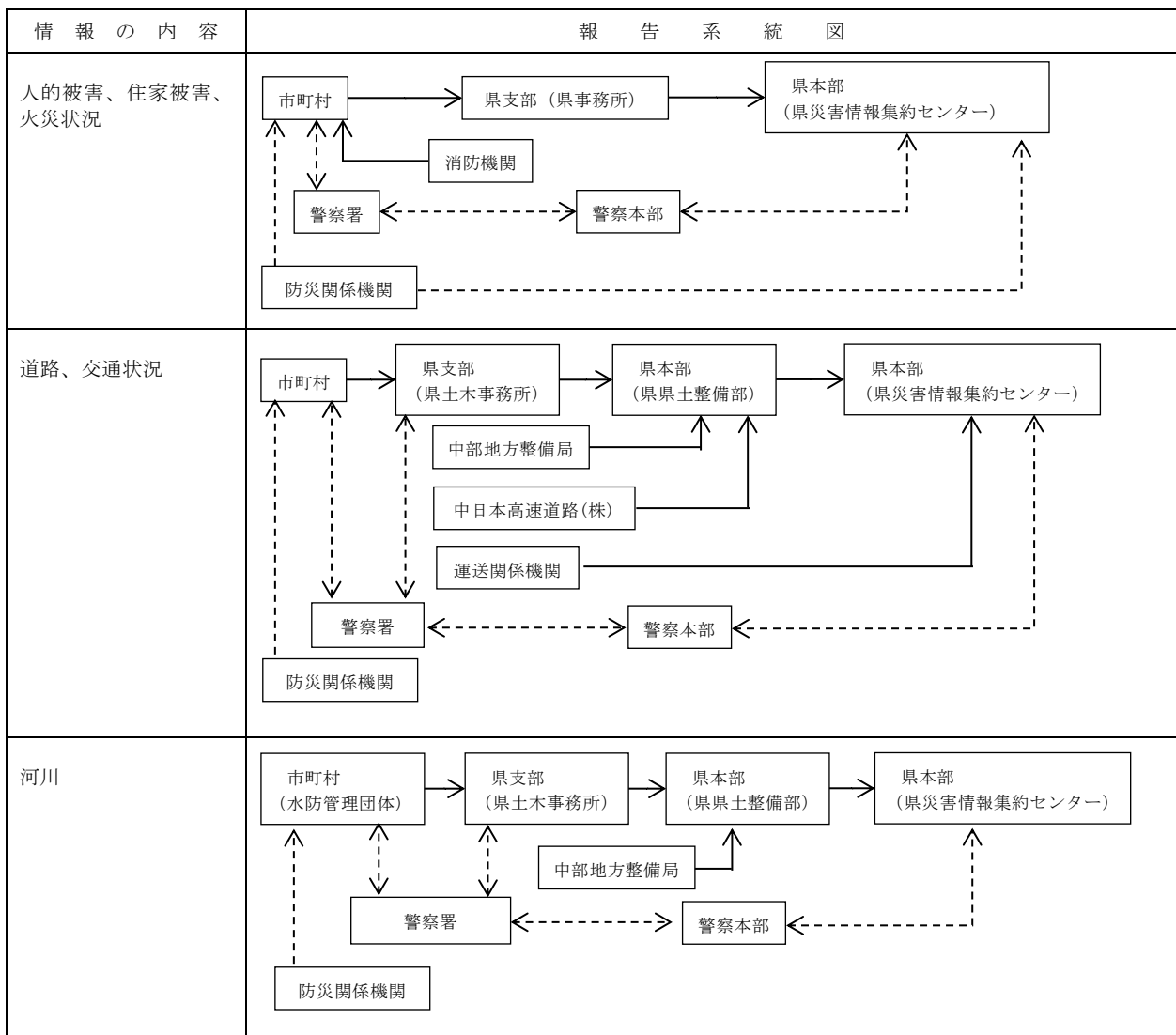
市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

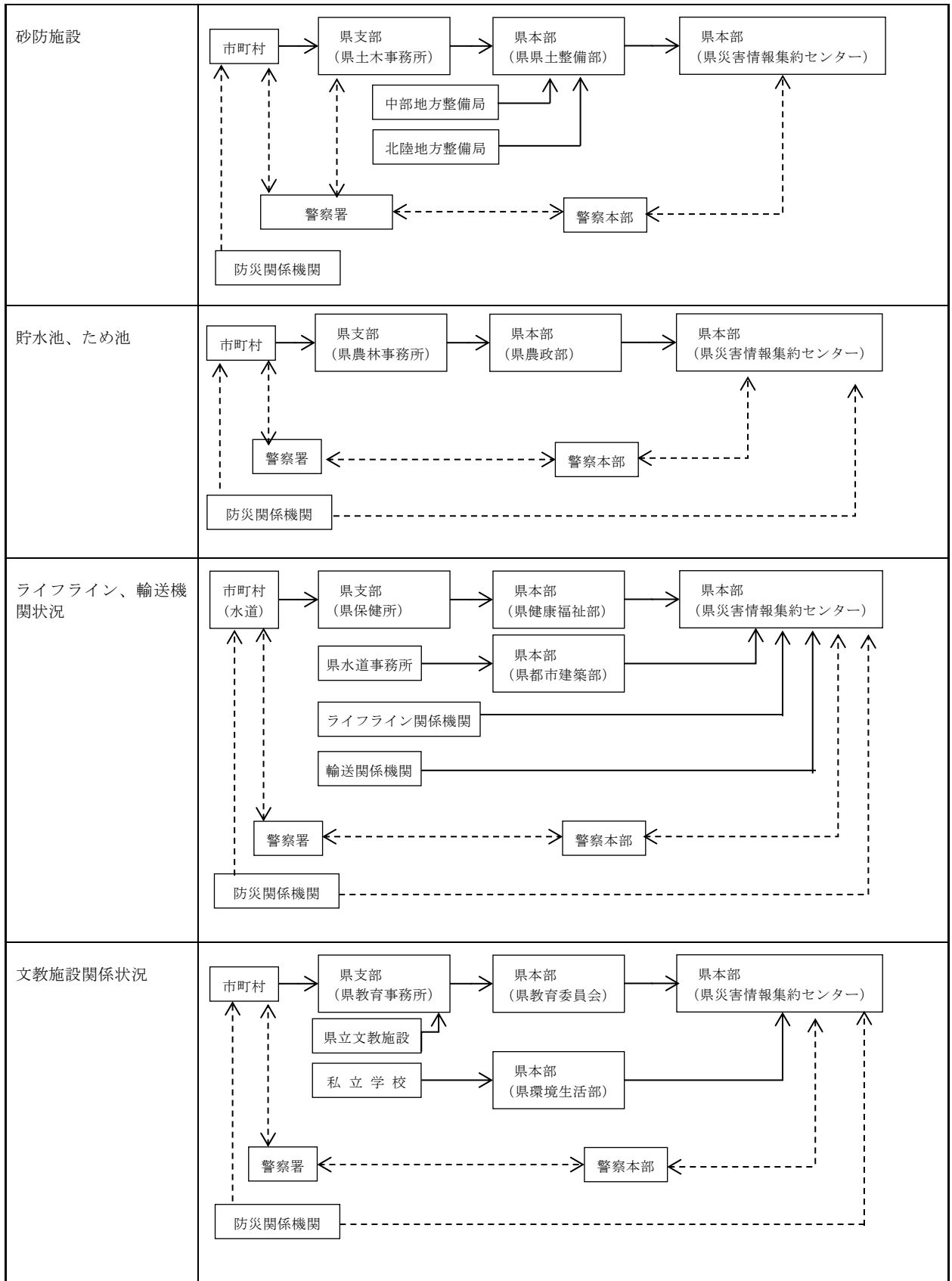
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。

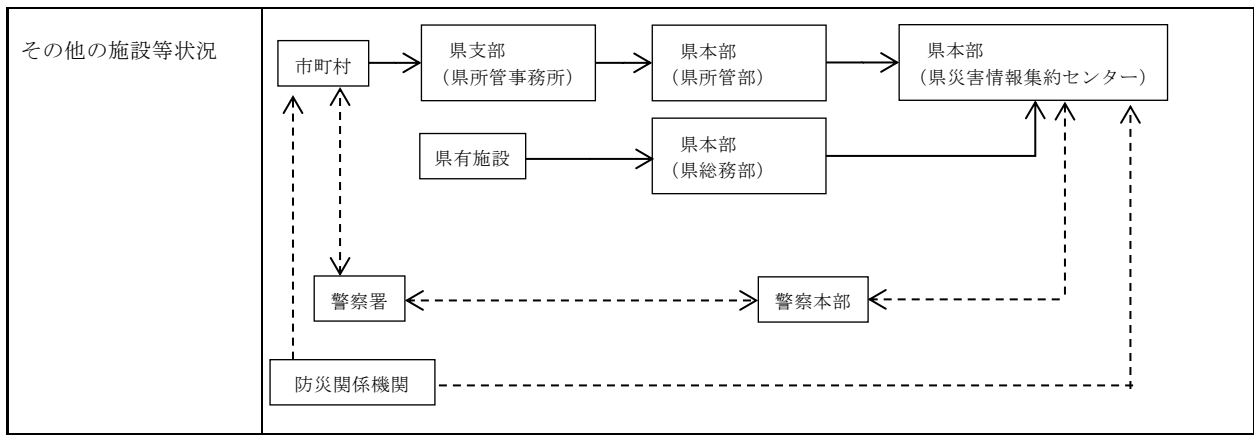
(6) 情報の共有化

県及び市町村は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

別表 1







——→ 報告
 - - - - -> 情報収集

別表 2

情報の内容	報告系統
住民避難の状況	<p>市町村 → 県支部 (県事務所) → 県本部 (県災害情報集約センター)</p> <p>警察署 ← 警察本部 ← 県本部 (県災害情報集約センター)</p> <p>市町村 ↔ 警察署 (情報伝達)</p>
救援物資、避難所運営、ボランティアの受入状況	<p>市町村 → 県支部 (県事務所) → 県本部 (県災害情報集約センター)</p>
治安の状況	<p>警察署 → 警察本部 → 県本部 (県災害情報集約センター)</p>
その他の対策の状況	<p>市町村 → 県支部 (県事務所) → 県本部 (県災害情報集約センター)</p> <p>関係機関 → 県本部 (県災害情報集約センター)</p> <p>各部 → 県本部 (県災害情報集約センター)</p>

——→ 報告
 - - - - -> 情報伝達

様式1号											
(災害概況即報)						報告日時		年 月 日 時 分			
						都道府県					
消防庁受信者氏名						市町村 (消防本部名)					
						報告者名					
災害名						(第 報)					
災害の概況	発生場所					発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											
<p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p> <p>(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。</p>											

様式2号																				
(被害状況即報)																				
都道府県	災害名			区分		被害		区分		被害										
災害名 報告番号	第 報 (月日時現在)			区	田	流失・埋没	ha		公	立	文	教	施	設	千	円				
					冠	水	ha		農	林	水	産	業	施	設	千	円			
報告者名				所	畑	流失・埋没	ha		公	共	土	木	施	設	千	円				
					冠	水	ha		そ	の	他	の	公	共	施	設	千	円		
					文	教	施	設		小	計									
					病	院			公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体
					道				農	業	被	害	千	円						
					橋	り	よ	う	そ	林	業	被	害	千	円					
					河				畜	産	被	害	千	円						
					港	湾			の	水	産	被	害	千	円					
					砂				商	工	被	害	千	円						
					清	掃	施	設	の											
					崖	く	ず	れ	他											
					鉄	道	不	通	そ	の										
					被	害	船	舶	被	害	総	額	千	円	119番通報件数 件					
					水	道	戸		災	害の概況										
					電	話	回	線	[地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法等9条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。]											
					電	気	戸													
					ガ	ス	戸		災	害の概況										
					ブ	ロ	ク	堀								等				
					他															
					り	災	世	帯	数	災	害の概況									
					り	災	者	数	人											
					火	災	発	生	建	物	自衛隊の災害派遣									
					危	険	物	件	そ	の						他	件	そ	の	他

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第10節 災害広報

1 方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、観光国際部）

県警察

市町村

防災関係機関

報道機関

電気通信事業者

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする県民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア 県及び市町村の広報する災害に関する情報

a 県と市町村との役割分担

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

(市町村の役割)

- ・地域住民に向けての広報

b 広報の手段

県、市町村は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

c 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状

況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市町村と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

(2) 報道機関との連携

ア 情報の提供及び報道の要請

県及び市町村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に係る事項について情報提供・報道要請をするものとする。

特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難情報の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。

また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

イ サイレントタイム設定の検討

県は、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

(3) デマ等の発生防止対策

県、市町村及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(4) 被災者等への広報の配慮

県、市町村等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(5) 住民の安否情報

市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、

災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(6) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

県、市町村等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

(7) 観光における風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

(8) 安否不明者等の氏名等公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第11節 消防・救急・救助活動

1 方針

災害発生に伴う火災から県民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

県警察

市町村

防災関係機関

危険物施設の所有者

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

市町村は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

ウ 延焼の防止（火災防ぎょ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。

市町村は、火災の状況が市町村の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

(2) 危険物関係施設における災害拡大防止措置

ア 危険物施設の所有者の措置

a 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

b 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

c 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市町村への通報、付近住民への避難の周知

d 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

イ 消防機関及び県警察の措置

a 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

b 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

- c 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- d 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施
- ウ 県の措置
 - a 他の市町村に対する応援の求め、必要に応じた自衛隊派遣の要請
 - b 流出防止資機材、化学消火薬剤等の必要な資機材の確保
- (3) 負傷者等の救出及び救急活動
 - ア 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

 - a 救出活動
 - ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
 - ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。
 - b 救急活動
 - ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
 - ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。
 - c 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力するものとする。
 - イ 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。
 - ウ 応援要請

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

市町村は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。
 - エ 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。
- (4) 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。
- (5) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第12節 水防活動

1 方針

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

2 実施責任者

県（県土整備部、都市建築部）

市町村

水防管理団体

水防管理者

河川管理者

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市町村長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制に万全を期すものとする。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡するものとする。

河川管理者（国土交通大臣、県知事）及びため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡するものとする。

ウ ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

エ 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。

オ 水防作業

水防管理者は、河川、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となる場合、その応急措置として土のう積みなど現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する

ものとする。

カ 水防情報

水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

キ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

ク 県排水ポンプ車

県は、管理する河川が氾濫した場合などに県が保有する排水ポンプ車を活用し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

ケ その他

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

(2) 湛水排除

市町村又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、市町村は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

第13節 雪害対策

1 方針

降雪時における交通の確保、雪崩による被害、孤立地域における住民の危険等の防止のため、迅速に必要な措置を行う。

2 実施責任者

中部地方整備局

県（危機管理部、県土整備部）

県警察

市町村

中日本高速道路株式会社

3 実施内容

(1) 道路の除雪対策

ア 実施責任者

中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、県及び市町村は、それぞれ管理する道路について、それぞれの機関において除雪を実施するものとする。また、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

イ 降雪及び除雪状況の収集連絡等

中部地方整備局、県、市町村等における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、別に定める道路情報管理要領による。なお、細部の対策は、別に定める道路除雪実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

a 降雪量の観測

県は、道路除雪対策の実施のための降雪量の観測を、実施要領に定める観測地点により行う。なお、降雪の状況に応じて必要な場合は、その他の地域における降雪状況の把握に努めるものとする。

b 除雪等の広報

県は、常に除雪等に関する情報把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡するものとするが、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、県、市町村等の道路管理者は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保に期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底に努めるものとする。

また、道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

ウ 除雪体制の整備

道路交通の円滑を期するための除雪は、次の体制により実施するものとするが、関係

機関は、それぞれ除雪対策組織を編成し、その体制の万全を期するものとする。

a 平常体制

降雪による積雪深が指定雪量観測地点において警戒積雪深以下の場合は、平常体制により実施要領で定める区域の除雪対策に当たるものとする。

b 警戒体制

降雪による積雪深が指定雪量観測地点において警戒積雪深に達した地点が総数の1/2以上に及び、降雪状況その他から必要があるときは、中部地方整備局長が県知事と協議して警戒体制をとり除雪対策に当たるものとし、関係機関は除雪機械の増強、連絡の強化等を図るものとする。

c 緊急体制

除雪による積雪深が指定雪量観測地点において大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案して必要が認められるときは、中部地方整備局長が県知事と協議して緊急体制をとる。緊急体制をとった場合は、実施要領に基づき緊急確保路線の交通を確保するものとする。

エ 道路交通規制等

県公安委員会は、危険防止を図るとともに緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行うものとする。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

カ 市街地の除雪

市町村は、関係機関と協議して、市街地における屋根の雪下ろし等は道路除雪対策の行に多大の支障を及ぼすため、事前に雪捨て場を選定し、沿道住民に十分徹底するとともに、降雪期には県、県警察及び管内関係団体と連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整を行い、円滑な実施に当たるものとする。

(2) 雪崩対策

県、市町村及び関係機関は、雪崩による被害を防止するため、所管地域内の巡回査察を実施するなど現場状況の把握に努め、雪崩発生のおそれが見込まれる場合は、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、雪崩の危険箇所には標示板、旗等による標示を行い住民に対する周知徹底を図る等、災害の未然防止に努めるものとする。

(3) 孤立地域対策

市町村は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努めるものとする。

第14節 火山災害対策

1 方針

火山現象による災害が発生する恐れのある場合又は災害が発生した場合において、住民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置を行う。

2 実施責任者

気象庁
 岐阜地方気象台
 県（秘書広報部門、危機管理部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 火山防災協議会

3 実施内容

(1) 噴火警報等の種類と発表および伝達

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報・予報の種類

- a 噴火警報：気象業務法第13条及び第13条の2の規定により、気象庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。なお、居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が予想される場合に発表される噴火警報は、特別警報に位置付けられる。
- b 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

岐阜県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

なお、御嶽山の噴火警戒レベルは別表3に、焼岳の噴火警戒レベルは別表4に、白山の噴火警戒レベルは別表5に、乗鞍岳の噴火警戒レベルは別表6に、具体的な規制範囲等は市町村の地域防災計画に記載する。

岐阜県の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区 分	火 山 名
噴火警戒レベルが運用されている火山	焼岳、御嶽山、白山、乗鞍岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	アカンダナ山

(ウ) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明		
				火山活動 の状況	住民等の行動	登山者・入山者へ の対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

(エ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に おける厳重な警戒 (居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺に おける警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想 される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	(活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

イ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

ウ 火山の状況に関する解説情報(臨時)

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表

エ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表

オ 降灰予報

気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の3種類がある。

(ア) 降灰予報(定時)

噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場

合に、噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供

(イ) 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(ウ) 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

カ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表

(イ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎月上旬に発表

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻・噴煙高度等の情報を直ちに発表

(2) 噴火警報等の伝達体制

県は、国から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

市町村は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。

また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。

なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

ア 噴火警報等の発表及び通報、伝達

気象庁が噴火警報等を発表し、その伝達は下の「伝達系統図」に定めるところによる。

イ 異常現象発見者の通報義務及び通報先

市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項について、住民、登山者等に周知徹底するものとする。また、異常現象を了知し气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定めるものとする。

(3) 通信連絡対策

ア 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、「第3章第7節 通信の確保」に定めるところによる。

イ 無線局の確保

県及び市町村は、無線局の移転など安全を確保し、併せて非常用電源設備を整備し、停電に備えるものとする。

ウ 車載型無線、携帯型無線の確保

県は、県の移動系無線の活用と、各関係機関の持つ車載型無線、携帯型無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

エ 関係機関との協力体制

県及び市町村は、放送局、防災関係機関との協力体制を緊密にするとともに、東海地方非常通信協議会の組織を通じ通信の万全を図るものとする。

オ 放送の優先利用

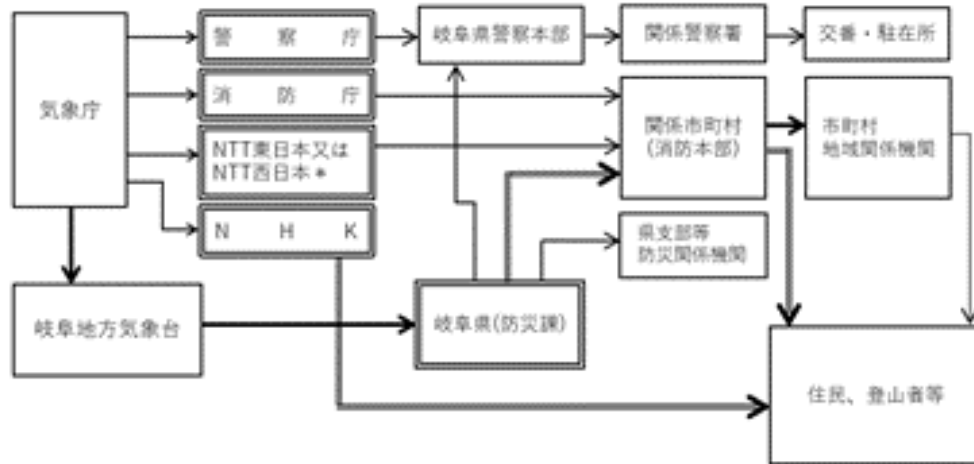
県及び市町村は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、放送協定により、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝送及び警告等の放送を要請するものとする。

(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定

市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報の発令を行うよう努めるものとする。

＜噴火警報等の伝達系統図＞



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

注2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられており、二重線で示すルートにより伝達する。

注3) 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地)または噴火警報	居住地及びその火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口周辺 火か居住地近まで 口ら住域近く	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・大きな噴石の飛散や火砕流が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に居住地域に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ・大きな噴石や火砕流が1kmを超えて到達する噴火が発生。ただし、居住地域に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日 剣ヶ峰南西斜面で噴火。大きな噴石が火口列から1km程度の範囲に飛散。火砕流が火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。	・地震活動の高まりや地殻変動、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発等により、火口から約1km以内に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 2014年9月: 火山性地震が一時的に増加、低周波地震も発生 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月: 火山性地震・微動の増加

						<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生し、火口から約 1km 以内に大きな噴石が飛散する <p>【過去事例】 歴史記録なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常的生活。状況に応じて火口内への立入規制等（2023年3月現在、地元自治体が一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね 500mまで立入規制中）。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注3) 過去事例は、2014年事例を踏まえて最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」に基づく。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地及びそよ火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2km以内に噴石が飛散。 <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散

予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常的生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。
----	------	------	--------------------	---	--------------------------------	--

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地及びその火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火か居地近まで 口ら住域く	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者などの要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火： 溶岩流が約7km流下（白水滝溶岩）、火砕流、溶岩ドームの形成 1554～56年： マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月：地震活動活発

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは、想定火口域をいう。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地及そよ火側 住域びれり口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火が切迫している。 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から概ね4km以内	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし 噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし 噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし

予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常的生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。
----	------	------	--------------------	---	--------------------------------	-----------

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 火口とは想定火口域をいう。

※このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

第15節 県防災ヘリコプターの活用

1 方針

県域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。）から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- a 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- b 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- c 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- d その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

市町村等は、防災ヘリコプターによる支援を要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- c 災害発生現場の気象状態
- d 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- e その他必要事項

(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第16節 孤立地域対策

1 方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本県の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）
市町村

3 実施内容

(1) 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時に市町村は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。県及び市町村は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

県及び市町村は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある、「第3章第7節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

県及び市町村は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

県及び市町村は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

(6) その他

県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第17節 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

県（危機管理部）

市町村

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁することがある。

また、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 被害状況の把握及び報告

ア 被災市町村

被災市町村は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、被災市町村は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

イ 県

県は、関係市町村等と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

市町村長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、市町村長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場

合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

第18節 避難対策

1 方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市町村長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

2 実施責任者

自衛隊

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

防災関係機関

水防管理者

3 実施内容

(1) 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市町村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

ア 市町村長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

市町村は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象

地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、当該市町村長に代わってその事務を行う。(災対法第60条第6項)

ウ 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

エ 警察官の措置

警察官は、市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行うものとする。(災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項)

オ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。(自衛隊法第94条第1項)

カ 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。(水防法第29条)

(2) 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- a 避難対象地域
- b 避難先
- c 避難路
- d 避難の指示の理由
- e その他必要な事項

(3) 避難情報の解除

市町村は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

県及び市町村は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市町村は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

県は、SNS等を活用し、各自の居住地や勤務地等に応じた避難情報等の配信に努めるものとする。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

市町村長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難者の受入れ
- b 避難者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 避難者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営・管理等

市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防

犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。

市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

オ 県有施設の利用

県は、市町村長の要請に応じ、避難者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う受入れ活動に協力する。

カ ボランティアの活用

市町村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

県は、市町村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

(6) 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

(7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
-------	-------------	-----------------------

警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(8) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市町村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(9) 避難先の安全管理

市町村及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

(10) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(11) 要配慮者への配慮

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や

迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

県及び市町村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(12) 広域避難

ア 市町村の役割

市町村は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

ウ 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 関係機関の連携

国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

(13) 広域一時滞在

ア 市町村の役割

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、

他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求められることができる。

市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ 国の役割

国は市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

(14) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第19節 食料供給活動

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部）

市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市町村が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市町村長が実施するものとする。

ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施するものとする。

県は、市町村における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは、市町村が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

a 市町村において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

b 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

c 炊き出し場所には市町村の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(4) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として市町村において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(5) 主食料の緊急確保

県は、市町村からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

(6) 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市町村において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをするものとする。

また、必要に応じて県及び市町村は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

(7) 応援等の手続

市町村において、炊き出し等食品の給与ができなかったりまたは物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請するものとする。

(8) 食品衛生

市町村は、炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛けるものとする。

県は、炊き出しを開始したときは、職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第20節 給水活動

1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）
市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

給水の実施主体は、市町村であり、県はこれを応援する。

県及び市町村は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市町村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。

県は、被災市町村から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市町村における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する給水応援を実施するものとする。

イ 給水活動における配慮

市町村は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

(2) 取水及び浄水方法

市町村は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水するものとする。

(3) 給水の方法

市町村は、給水の方法について、あらかじめ策定した給水計画により実施する。非常用水源からの拠点給水あるいは給水車で輸送する搬送給水とするが、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮するものとする。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曾川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曾川水系以外の水系についても、木曾川水系に準じて実施するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によ

ってもなお飲料水の確保ができないときは、市町村等にあつては、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 生活必需品供給活動

1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部）
市町村

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市町村が市町村計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市町村が実施する。ただし、市町村は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

県は、市町村における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、市町村に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、県は、市町村における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市町村に対する生活必需品等を確保し輸送するものとする。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

イ 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

2 実施責任者

県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部）
 県警察
 市町村
 社会福祉協議会
 社会福祉施設の設置者、管理者
 住民

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）の派遣を行う。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市町村、県に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市町村等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市町村、県に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市町村、県に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

(3) 外国人対策

ア 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

イ 正確な情報の伝達

県と市町村は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第23節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施責任者

県（危機管理部、商工労働部）

市町村

3 実施内容

(1) 県民、事業所等の啓発

県及び市町村は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(2) 避難所対策、救援対策

市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第24節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第18節 避難対策」の定める避難所の開設及び受け入れによるものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、都市建築部）

市町村

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1)自 費 建 設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地 す べ り 等 関 連 住 宅 融 資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障 害 物 の 除 去 等	1 自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。
	4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順

位を変更する必要がある。

- 2 「住宅の確保」のうち、4 及び 5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市町村長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市町村長が行うものとする。

県及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

市町村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

市町村は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市町村において決定するものとする。

なお、県及び市町村は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市町村は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

(6) 住宅の応急修理

市町村は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

(7) 障害物の除去

市町村は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅

を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

県及び市町村は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

(10) 社会福祉施設への入所

市町村は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

県及び市町村は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

(11) 適切な管理のなされていない空家等の措置

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(12) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第25節 医療・救護活動

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

医療機関

3 実施内容

(1) 医療救護活動

ア 県の医療救護活動

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、医療等関係機関の協力のもと災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及びドクターヘリ等の派遣及び調整を行う。

イ 市町村の医療救護活動

市町村は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請するものとする。

ウ 医療等関係機関

a 日本赤十字社岐阜県支部

県の要請に基づき、医療救護班を派遣し、救護活動を行う。医療救護班の業務内容は、災害救助法による救助委託協定書の定めるところによるものとする。

b 一般社団法人岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、公益社団法人日本医師会が派遣する日本医師会災害医療チーム（JMAT）の調整を行う。

c 一般社団法人岐阜県病院協会

医療救護班等の派遣に協力する。

d 公益社団法人岐阜県歯科医師会

医療救護班の派遣に協力する

e 公益社団法人岐阜県精神科病院協会

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に協力する。

f 一般社団法人岐阜県薬剤師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、救護所、避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

g 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会

医薬品、医療資機材の調達に協力する。

エ 医療救護活動の原則

医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

オ 重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び医療救護班で確保した車輛により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

カ トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。

ク 後方医療活動の要請

a 広域後方医療活動の要請

県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

b 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。

ケ 医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣

等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) 医薬品等の確保

ア 基本方針

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

イ 医薬品等（血液を除く。）の確保

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会に要請し、調達する。

ウ 血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第26節 救助活動

1 方針

市町村及び県警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

県警察（県公安委員会）

市町村

3 実施内容

(1) 救助活動

市町村及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

(2) 応援の手続

ア 市町村

市町村は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。）は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市町村長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

イ 県

県は、自ら救出の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等に対し救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。市町村の実施する救出につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう求める。

また、大規模災害の発生に際し、国に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

ウ 県公安委員会

県公安委員会は、大規模災害の発生に際し、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の派遣要請を行うものとする。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第27節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

1 方針

災害時に死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

県警察

3 実施内容

(1) 遺体の捜索

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(2) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

市町村は、遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

イ 遺体の収容

市町村は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

- a 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
- b 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
- c 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

エ その他

市町村は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

市町村は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

- a 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- b 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

- c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

県及び市町村は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

(4) 遺体安置所の確保

市町村は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

(5) 応援協力

市町村は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

県は、市町村の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めるときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第28節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 県の防疫活動

県は、市町村の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたる。また、市町村からの要請又は自らの判断により市町村に代わって防疫活動を行い又は他市町村に応援を指示する。

なお、県は、感染症予防上必要があると認めたときは被災市町村における災害の規模態様などに応じ、その範囲、期間を定めて、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく次の指示及び命令を行うとともに、市町村が行う防疫活動について被災市町村の実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町村に対しては、県職員を現地に派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- a 感染症法第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員選任の指示
- b 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- c 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- d 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- e 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- f 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令（市町村長に実施させるのが適当な場合に限る。）

(2) 市町村の防疫活動

市町村は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- b ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員を選任
- e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

(3) 応援の要請

市町村は、被害が甚大で当該市町村限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

第2項 食品衛生活動

1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 食品関連施設に対する監視指導

市町村は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

県は、市町村等と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応

市町村は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

第29節 保健活動・精神保健

1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、市町村、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施責任者

県（健康福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

県は、被災した場合は、必要に応じ、その地域内における保健活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

また、被災していない場合は、被災地域内における保健活動及びその活動を円滑に行うための総合等の支援に努めるものとする。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

市町村は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めるときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

イ 活動内容

県及び市町村は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、国及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の編成及び協力を求めるものとする。

国及び県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

また、県は、被災都道府県から要請があった場合、精神科医を確保し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等を編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。

県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等を編成した場合、その旨を国に報告するものとする。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

ウ その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第30節 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、各市町村（一部事務組合）が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施責任者

県（環境生活部）

市町村

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

市町村は、災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するものとする。

県は、市町村の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の他市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

(2) 清掃方法

ア ごみ処理

市町村は、ごみ収集車の確保について、市町村所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

b 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ し尿処理

市町村は、し尿収集車の確保について、市町村所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する

地域から順次実施する。

b 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

ウ 災害廃棄物の発生への備え

市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

エ 災害廃棄物の処理

国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) その他関連対策

市町村は、避難所施設等に併い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

第31節 愛玩動物等の救援

1 方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

3 実施内容

県及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第32節 災害義援金品の募集配分

1 方針

県民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

県（健康福祉部、出納事務局）
市町村
日本赤十字社岐阜県支部
社会福祉法人岐阜県共同募金会

3 実施内容

(1) 義援金品の募集

ア 義援金品の募集機関

県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

a 義援物資

- ・受入窓口
- ・受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）
- ・受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

b 義援金

- ・受入窓口
- ・振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 問い合わせ窓口等

県及び被災地以外の市町村は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 義援物資の受入、配分等

県、市町村等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

- a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- b 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- c 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係

を明らかにしておく。

ウ 配分

a 配分

県、被災市町村、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

エ 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

(3) 義援金の受入、配分等

県、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

b 義援金品拋出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、被災市町村、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座への振込みの方法による。

ウ 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

エ 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

オ 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に

定めるものによる。

カ 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第33節 産業応急対策

1 方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 実施責任者

県（商工労働部、観光国際部、農政部、林政部）
各機関

3 実施内容

(1) 商工業の応急対策

ア 災害融資計画

県は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、相談窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成を行う。

a 一般金融

緊急貸出についての貸付利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付を行う。

b 県費預託

県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金と合わせて円滑な貸付を行う。

c 保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、岐阜県信用保証協会の保証によって信用保全を図るとともに保証料の減免の措置を講ずる。

イ 復旧資材等の調達

県は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんの要請があつたときは、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんに努める。

なお、県内において確保できないとき、あるいは不足するときは、適宜復旧用資材調達班を編成し、調達に当たるものとする。ただし、取扱業者（組合）の出向確保が適当と認められるときは、当該業者（組合）にその旨を連絡し、確保する。

(2) 観光客等の応急対策

ア 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者のできる限り徹底しその対策に当たる。

イ 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市町村（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をするものとする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

ウ 風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

(3) 農作物の応急対策

ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、市町村は、県に確保あつせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、主要農作物については一般社団法人岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（一般社団法人日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするものとするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については一般社団法人日本種苗協会に要請し確保あつせんする。

イ 病虫害防除対策

a 病虫害防除指導の徹底

県は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、市町村、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たる。

なお、病虫害発生予察情報は、県において発し、市町村に伝達する。

b 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市町村は、県に確保あつせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等と連絡をとり、その確保あつせんに努める。

c 防除器機具の整備

県、市町村、関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導に当たるものとする。なお、市町村は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をするものとする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

ウ 肥料等の確保

市町村は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あつせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あつせんに努める。

エ 蚕糸の対策

蚕業関係の各機関及び経営者は、災害気象に留意し、災害による被害が予想されるときは、未然に防止するためその対策に当たるものとする。

なお、県は、市町村と密接な連絡を取りその協力を得るものとする。また、災害により被害が発生したときは、被害の軽減あるいは早期復旧に当たるものとし、関係機関（一般財団法人岐阜県蚕糸協会、岐阜県農業共済組合、製糸、蚕種関係者）と連絡を密にし、桑園、桑苗、蚕種、育蚕、産繭処理等についてその対策を指導する。

(4) 畜産の応急対策

ア 家畜の診療

市町村は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市町村において診療するものとする。なお、市町村において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請するものとする。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

県は、家畜の健康診断の必要を認めるときは、被災地域に職員を派遣し、巡回して健康診断に当たる。家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り数回にわたって巡回検診を実施する。

イ 家畜の防疫

a 畜舎等の消毒

県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、職員を被災地域に派遣して畜舎等の消毒を実施する。

b 緊急予防注射の実施

県は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法に基づき、職員を被災地へ派遣して実施する。

c その他の防疫措置

県は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置を必要と認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

ウ 家畜の避難

県は、浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、市町村その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。市町村は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

エ その他牛乳の集乳や飼料等の確保

県は、要請を受けた場合、関係機関に連絡し、速やかに、牛乳の集配や飼料等の確保ができるよう協力あつせんをする。

(5) 林地、林産物等の応急対策

ア 林地の対策

市町村は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、速やかに災害関連緊急治山事業及び林地崩壊防止事業計画を作成し、必要あるものについては、林野庁の査定を受ける。

イ 造林木の対策

a 倒木対策

県及び市町村は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

b 資材等の調達

市町村は、災害に備えて、市町村あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あつせんを要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内において確保しあるいはあつせんをするものとするが、県内において確保できないときは、近県に応援を求め、確保あつせんをする。

ウ 苗木等の対策

a 苗木種子の確保

市町村は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あつせんを要請

するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内で確保可能なときは、適当な業者にその協力を求め確保あつせんする。なお、県内において確保できないとき又は困難なときは、林業用種苗生産需給調整要綱に基づき、近県に応援を求め、確保あつせんをする。

b 病虫害の防除

県及び市町村は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図るものとする。

エ 一般林産物及び施設の対策

a 木材需給安定の対策

県は、大規模災害が発生したときは、木材供給の安定を図るとともに国有林の関係あるいは木材業界等と密接な連絡をとり、木材供給に支障のないようその対策に当たる。なお、中部森林管理局名古屋事務所においては、災害時の応急復旧用材について県知事等から要請があった場合、国有林材の利用促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努めるものとする。

b 被害木の処理

県及び市町村は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。なお、県行造林の被害木については、県が、その早期処理に努める。

c 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分な配慮をするものとする。

d 浸水製材施設の処理

県及び市町村は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

オ 特用林産物及び施設の対策

a 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

市町村は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請するものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と協議し、確保あつせんに当たる。

b しいたけ等への雑菌対策

県及び市町村は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底に当たるものとする。

(6) 干害応急対策

ア 応急対策

県及び市町村は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

イ 応急対策用ポンプ

県及び市町村は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する災害応急用ポンプを利用してその対策に当たるものとする。

第34節 公共施設の応急対策

1 方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

各管理機関

3 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

(2) 河川施設の応急対策

県、市町村、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

県は、市町村と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市町村は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市町村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

(5) 公共建築物の応急対策

県、市町村等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

第35節 ライフライン施設の応急対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施責任者

県（秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部）
各機関

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 県の応急対策

a 連絡調整

県は、被災水道事業者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

b 応援要請

県は、水道事業者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づく水道事業者の要請により、県内水道事業者所有の復旧用機材の貸与又は提供、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求める。

イ 水道事業者の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。

d 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請するものとする。

e 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(2) 下水道施設

ア 県の応急対策

a 連絡調整

県は、被災下水道管理者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

b 応援要請

県は、下水道管理者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県下水道災害時の応援に関するルールに基づく下水道管理者の要請により、県内下水道管理者所有の復旧用機材のあっせん、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求めらる。

イ 下水道管理者の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

b 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 電気施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 電力会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

e 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

f 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

g 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

(4) 都市ガス施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 都市ガス会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

都市ガス会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

都市ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努めるものとする。

e 緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図るものとする。

f 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請するものとする。

g 臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努め

るものとする。

h 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

i 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(5) 鉄道施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

d 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保するものとする。

e 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずるものとする。

f 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保するものとする。

g 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立

ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

h 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

(6) 電話（通信）施設

ア 県及び市町村の応急対策

a 連絡調整

県及び市町村は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

県及び市町村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努めるものとする。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

d 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

e 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

f 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施するものとする。

g 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(7) 放送施設

ア 県及び市町村の応急対策

県及び市町村は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 放送事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

e 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第36節 文教災害対策

第1項 文教対策

1 方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村（教育委員会）

学校等の経営者、管理者

3 実施内容

県、市町村は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。

(1) 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

ア 県立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して気象予警報等の把握に努め、災害対策の適正を期する。なお、学校に特定の対策等を伝達する必要があるときは、県教育委員会が伝達するものとする。

イ 市町村立学校

市町村教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「第3章第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき市町村に伝達されるため、各市町村教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達するものとする。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して災害に関する気象予警報等の把握に努めるものとする。

(2) 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡

協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。

(3) 児童生徒等の安全確保

学校等は、「第2章第32節 文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

(4) 教育活動の早期再開

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- a 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- b 公立学校の相互利用
- c 仮設校舎の設置
- d 公共施設の利用
- e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

(6) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な市町村に対して給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ 就学援助

県及び市町村は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

オ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

カ 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市町村、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、「第3章第28節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

キ 転出、転入の手続

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

ク 心の健康管理

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

(7) 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによるものとする。

ア 被害状況の調査

学校施設の被害があつた時は、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があつたときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(8) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（環境生活部、教育委員会）

市町村

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市町村に報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市町村は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

県及び市町村は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

第37節 災害警備活動

1 方針

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

2 実施責任者

県警察

3 実施内容

(1) 災害発生時における措置

災害及び突発重大事案が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずるものとする。

- ア 早期警備体制の確立
- イ 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- ウ 被害実態の早期把握
- エ 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- オ 行方不明者の調査
- カ 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- キ 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- ク 住民等による地域安全活動への指導、連携
- ケ 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- コ 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- サ 不法事案等の予防及び取締り
- シ 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- ス 避難路及び緊急交通路の確保
- セ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ソ 広報活動
- タ 死体の見分、検視等
- チ 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

(2) 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察災害警備計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。

第38節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

自衛隊
 県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）
 県警察
 市町村
 防災関係機関
 航空運送事業者
 電気通信事業者
 医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 墜落航空機等の搜索、把握

県、県警察は、直ちに保有ヘリコプターにより、墜落航空機等の発見に努めるものとする。また、県は必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を実施するものとする。

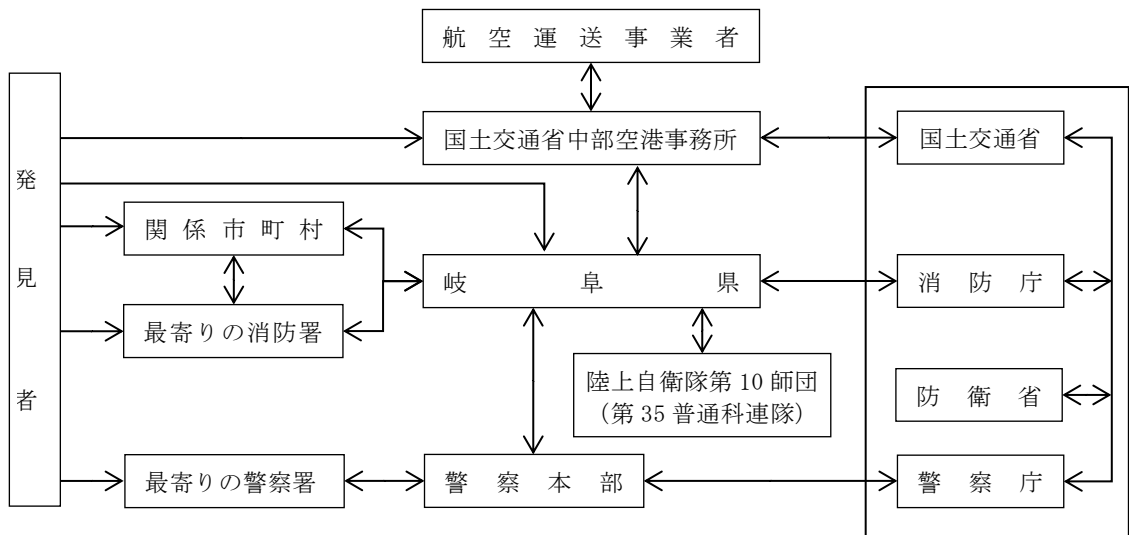
イ 災害情報の収集、連絡

県は、航空機、ヘリコプターの墜落等の航空災害が発生し、航空運送事業者、発見者等から情報があった場合、又は県、県警ヘリコプターで状況を把握した場合、直ちに関係機関、関係市町村等へ連絡する。

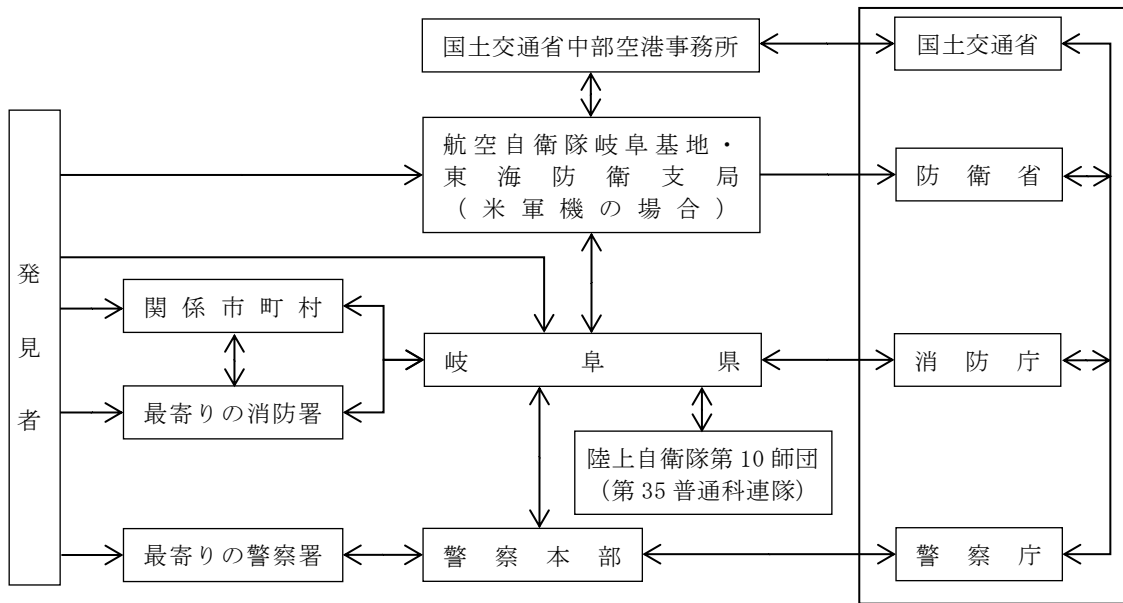
ウ 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

a 民間航空機の場合



b 自衛隊機、米軍機の場合



エ 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

オ 通信手段の確保

航空運送事業者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁、国土交通省、自衛隊等との間において、緊密な連携の確保に努める。

イ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣

県知事は、航空事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続については、「第3章第4節 自衛隊

災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や道路状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たっては、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

なお、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという県民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第39節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県警察

市町村

防災関係機関

鉄軌道事業者

電気通信事業者

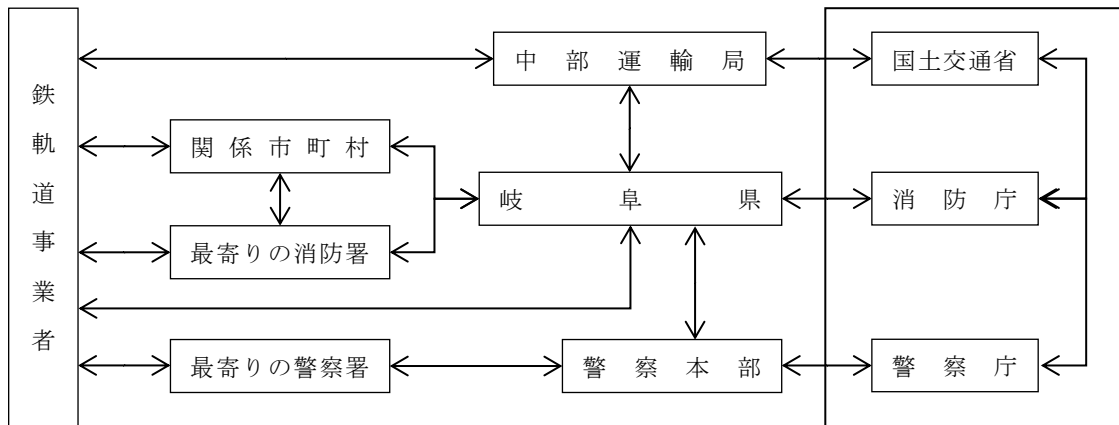
医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、県、市町村、県警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



イ 応急対策活動情報の連絡

鉄軌道事業者は、国、県、市町村等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁、国土交通省、自衛隊等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、

相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県、市町村、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第40節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

道路管理者

電気通信事業者

医療機関

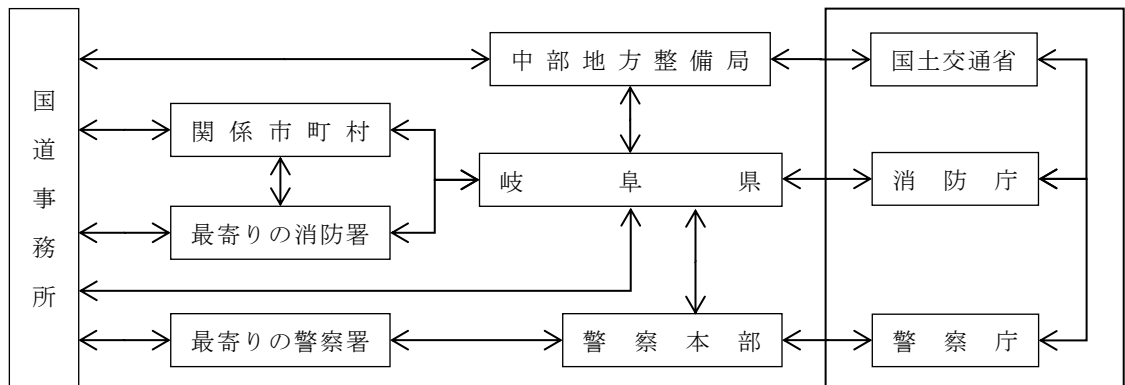
3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

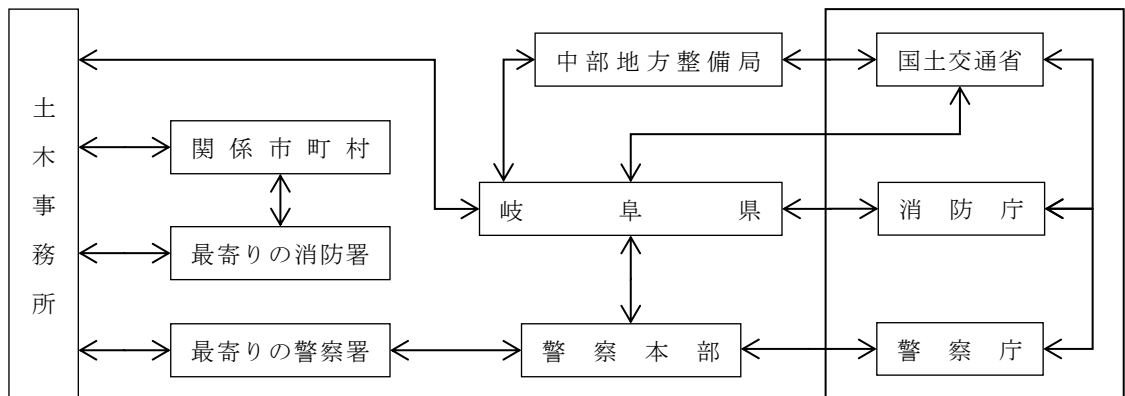
ア 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、県、市町村、県警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

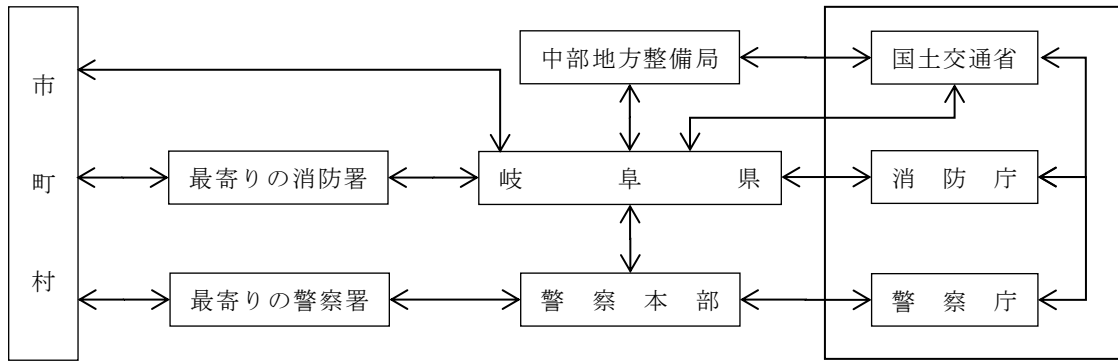
a 国の管理する道路



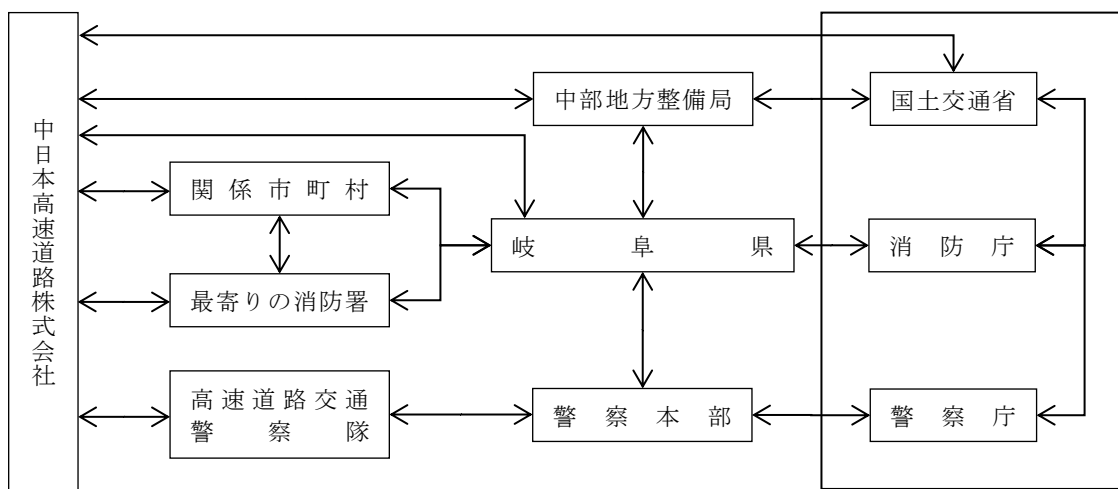
b 県の管理する道路



c 市町村の管理する道路



d 中日本高速道路株式会社の管理する道路



イ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国、県、市町村等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものと

する。

イ 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁、国土交通省、自衛隊等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、道路災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

道路管理者は、県、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

市町村、県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

カ 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(6) 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

第41節 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

2 実施責任者

国

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

放射性物質貯蔵・取扱事業者

電気通信事業者

医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

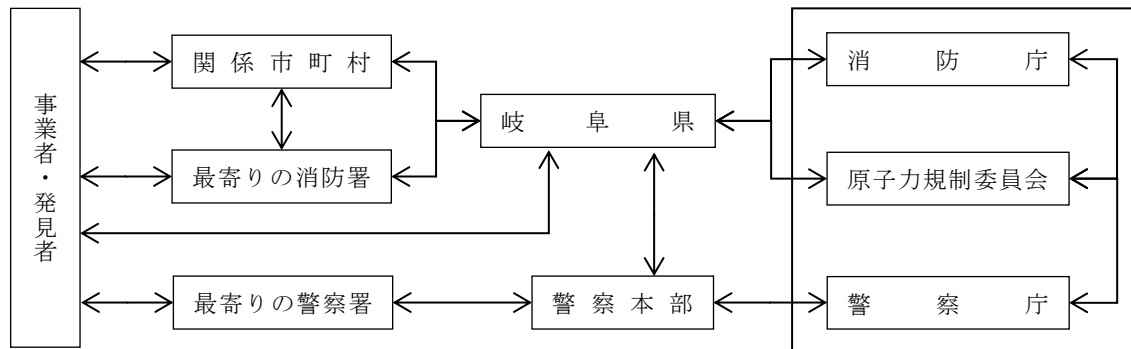
放射性物質貯蔵・取扱事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市町村等へ連絡するものとする。

市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、県、市町村等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の

活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 放射性物質貯蔵・取扱事業者の活動体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者により応援を要請するものとする。

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、放射性物質による災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

県、市町村等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県及び市町村は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小

限に抑える措置を講ずるものとする。

消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行うものとする。

県及び市町村は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市町村は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

市町村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第18節 避難対策」によるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第42節 危険物等災害対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

危険物等取扱事業者

電気通信事業者

医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

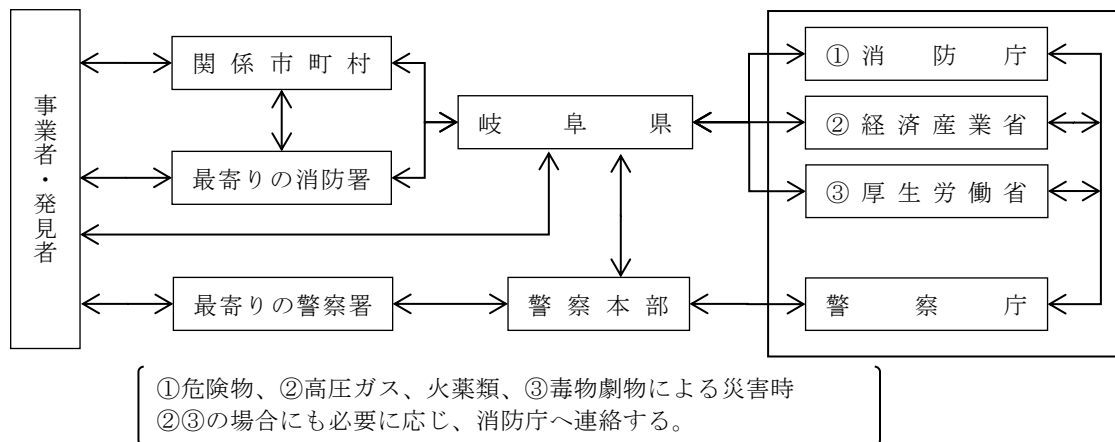
危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市町村等へ連絡するものとする。

市町村は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、県及び市町村に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等

を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請するものとする。

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

県、市町村等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

県及び市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずるものとする。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

県及び市町村は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市町村は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

市町村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第18節 避難対策」によるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第43節 林野火災対策

1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部）

県警察

市町村

防災関係機関

林業関係事業者

電気通信事業者

医療機関

住民

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

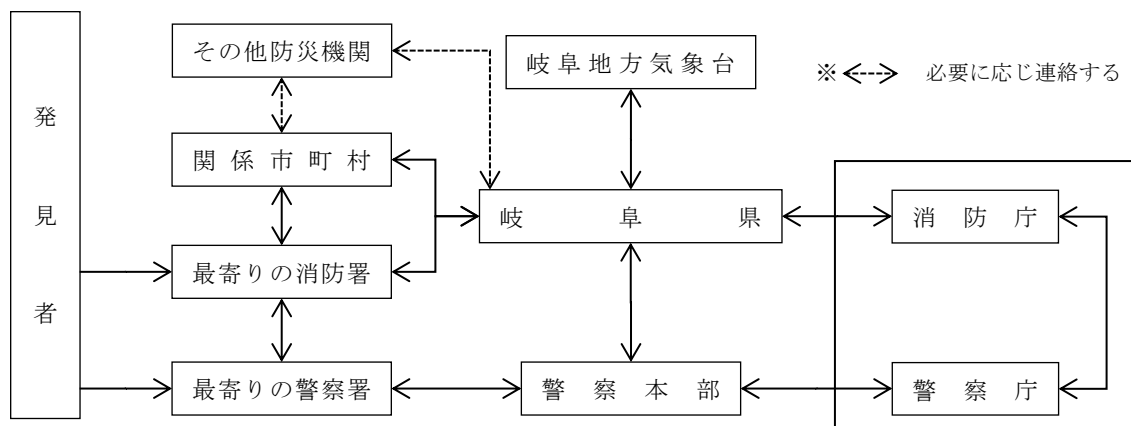
ア 災害情報の収集、連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行

うものとする。

エ 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

イ 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

県知事は、林野火災の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

る。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。また、他の都道府県、自衛隊等との連携を図る。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路の交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市町村は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

市町村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第18節 避難対策」によるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 二次災害の防止活動

県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第44節 大規模な火事災害対策

1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部、県土整備部）

県警察

市町村（消防機関）

防災関係機関

電気通信事業者

医療機関

道路管理者

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

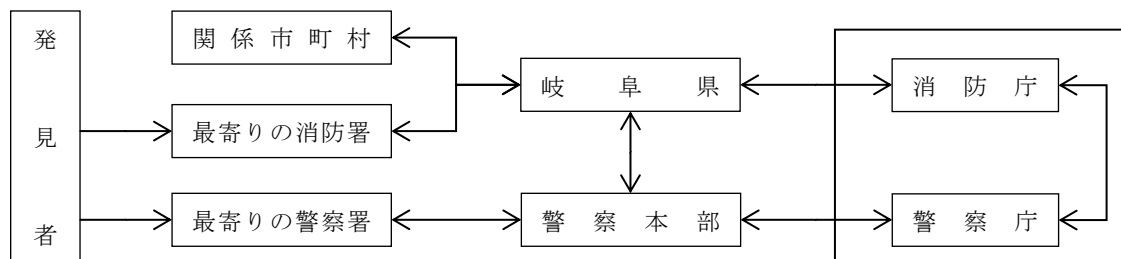
ア 災害情報の収集、連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を

優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

県知事は、火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市町村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第26節 救助活動」による。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

市町村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、「第3章第25節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消

火を実施する。

エ 交通の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

市町村は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

市町村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第18節 避難対策」によるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第45節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

県（危機管理部、農政部、林政部、県土整備部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 広報

県、市町村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、市町村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

県、市町村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県、市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国（国土交通省）は、県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うこと

ができる権限代行制度により、支援を行う。

国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能な終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第4項 人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

県は、県及び市町村の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。

第5項 その他

県及び市町村は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

3 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- a 河川災害復旧事業
- b 海岸災害復旧事業
- c 砂防設備災害復旧事業
- d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- e 地すべり防止施設災害復旧事業
- f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- g 道路災害復旧事業
- h 下水道災害復旧事業
- i 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業

- ウ 都市災害復旧事業
- エ 水道災害復旧事業
- オ 住宅災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ク 学校教育施設災害復旧事業
- ケ 社会教育施設災害復旧事業
- コ その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、県、市町村等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 実施責任者

県（各部局、教育委員会）

市町村

県警察

3 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

- i 知的障害者援護施設災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防施設事業
- m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- n 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - e 水防資材費の補助の特例
 - f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 実施責任者

東海財務局岐阜財務事務所
県（各部局、教育委員会）
市町村
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
被災者生活再建支援法人
ハローワーク
日本銀行
防災関係機関

3 実施内容

(1) 生活相談

市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

県は、市町村が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

イ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を

支給するものとする。

また、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

エ 生活福祉資金

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

オ 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

カ 罹災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

キ 被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

ク 被災者生活の再建支援

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 働く場の確保

市町村は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応するものとする。

なお、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。

(5) 生活保護制度の活用

県及び市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用するものとする。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

県、市町村及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

(7) 金融対策

ア 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

イ 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

ウ 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲

内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

県（商工労働部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 支援体制

県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 自立の支援

県、市町村及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

(3) 各種対策

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

県（農政部、林政部）

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

県、市町村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金